

VIII 水防等

VIII-01：墨田区水害ハザードマップ（本冊 P6）

墨田区水害ハザードマップ



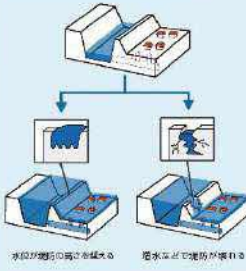
荒川が氾濫した場合の浸水想定区域図
(想定最大規模) 早期の立退き避難が必要な区域

※ 荒川(荒川川)の洪水想定は国土交通省河川防災課作成
作成主体 国土交通省関東地方整備局
荒川(荒川川)事務所 荒川下流河川事務所
編 年 月 日 平成28年5月30日
制作および発行 荒川(荒川川)の洪水想定最大規模
(想定最大規模)より定められた想定最大規模

原則、区外の浸水想定区域外に避難する

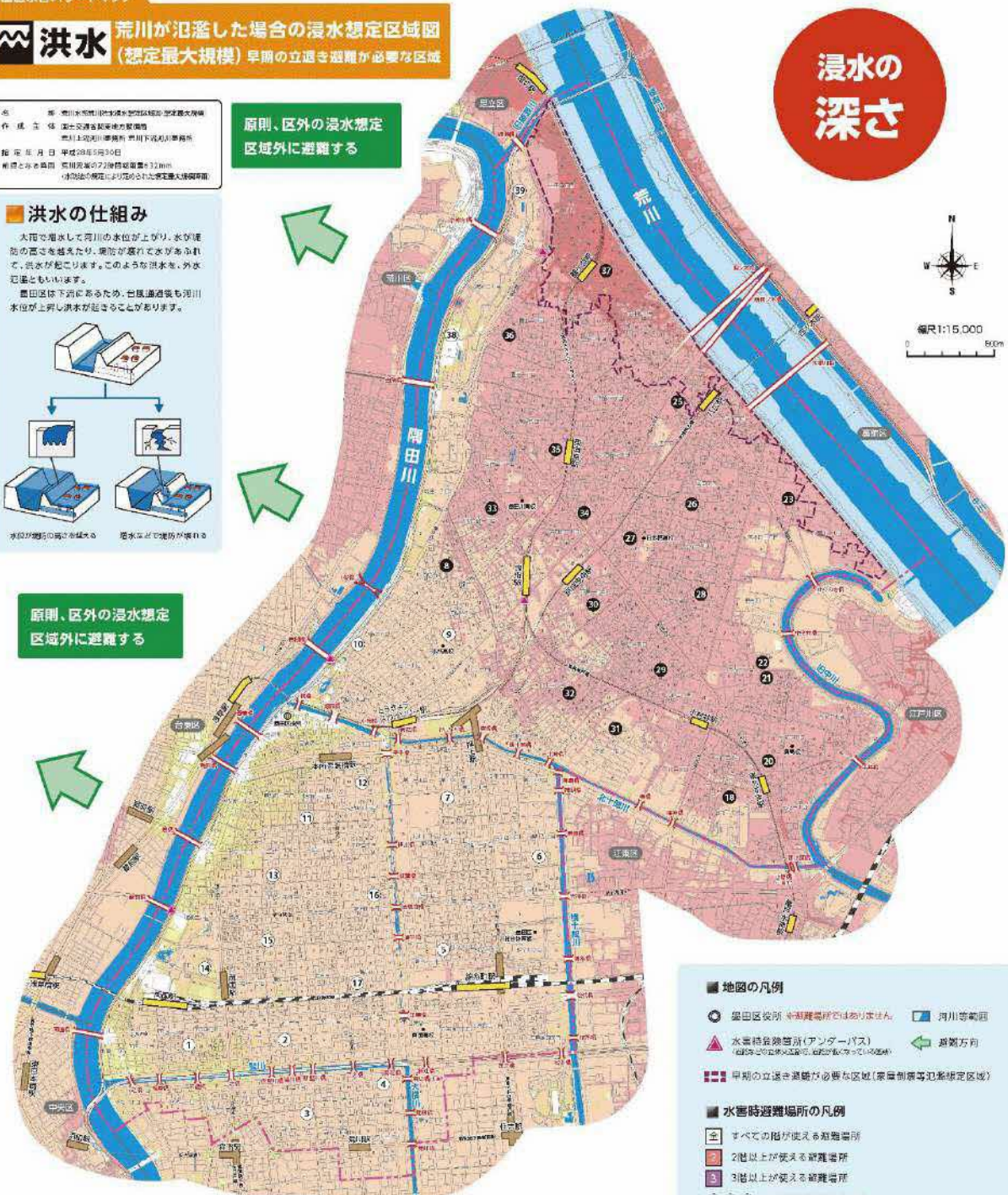
洪水の仕組み

大雨で増水して荒川の水位が上がり、水が堤防の高さを越えたり、堤防が壊れて水があふれて、洪水が起こります。このような洪水を、外水氾濫ともいいます。
墨田区は下流にあるため、台風通過後も荒川水位が上昇し洪水が起こることがあります。



原則、区外の浸水想定区域外に避難する

原則、区外の浸水想定区域外に避難する



浸水の深さ



- 地図の凡例
- 墨田区役所 ※避難場所ではありません。
 - 河川等範囲
 - ▲ 水害被害除雪所(アンダーパス) ※除雪機が立ち回り、道路が閉鎖する可能性があります。
 - ➡ 避難方向
 - 早期の立退き避難が必要な区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)
- 水害時避難場所の凡例
- すべての階が使えらる避難場所
 - 2階以上が使えらる避難場所
 - 3階以上が使えらる避難場所
 - 、△、◇... 水害時避難場所(洪水)
 - 、●、●... 水害時避難場所に指定されていない小中学校等

水害時避難場所(洪水)

No.	施設名	No.	施設名
1	両国小学校	12	横川小学校
2	緑小学校	13	外手小学校
3	中和小学校	14	両国中学校
4	菊川小学校	15	二葉小学校
5	錦糸小学校	16	錦糸中学校
6	柳屋小学校	17	野川中学校
7	樂平小学校	18	桜葉中学校
8	墨田中学校	19	墨田区総合運動場
9	小梅小学校		
10	本所中学校		

水害時避難場所に指定されていない小中学校等

No.	施設名	No.	施設名
6	言問小学校	29	第四善福小学校
18	立花善徳の待小学校	30	我舟小学校
20	東吾孫小学校	31	文花中学校
21	善徳立花中学校	32	理上小学校
22	中川小学校	33	第一善福小学校
23	木下川酒亦紅	34	第二善福小学校
25	八広小学校	35	第二善福小学校
26	善徳第二中学校	36	徳若小学校
27	善徳中学校	37	福田小学校
28	第三善福小学校		

浸水深の目安(洪水)



※ 立退き避難場所(※八区)は避難すべき場合は全階が浸水してしまっても、指定が一部に過ぎません。水害時避難場所等に避難する目的の避難が必要な場合は、避難住宅(区営住宅)利用部分が必要に緊急避難することができます。ただし、費用やエレベーターの故障などに注意し、避難以上退避する必要があります。

VIII-01：墨田区水害ハザードマップ（本冊 P6）

墨田区水害ハザードマップ

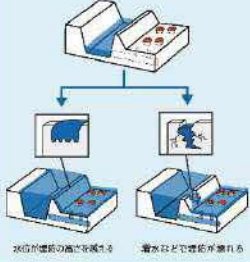
洪水 荒川が氾濫した場合の浸水想定区域図
(浸水継続時間)

編 者 墨田区都市計画部建設課(防災・まちづくり推進課)
 作 成 者 国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所 荒川下流河川事務所
 編 成 年 月 日 平成29年5月30日
 最終更新日 荒川氾濫の7段階想定第6段階時
(荒川氾濫想定1.0m、荒川水位が想定最大値の場合)

原則、区外の浸水想定区域外に避難する

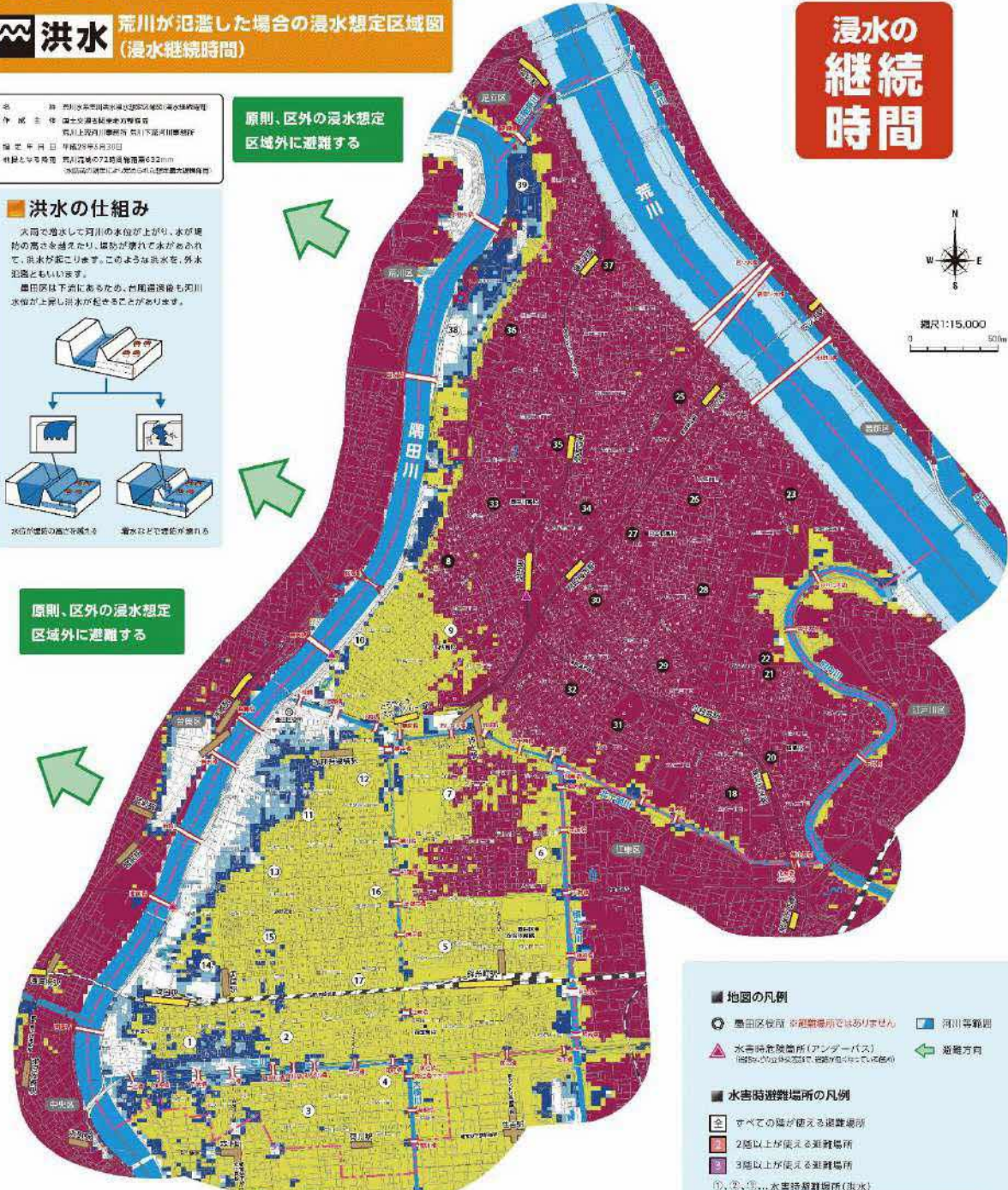
洪水の仕組み

大雨で増えた荒川の水位が上がると、水が堤防の高さを越えたり、堤防が壊れて水があふれて、洪水が起こります。このような洪水を、外水氾濫ともいいます。
 墨田区は下流にあるため、大雨で増えた荒川水位が上昇し洪水が起こることがあります。



原則、区外の浸水想定区域外に避難する

浸水の継続時間



■ 地図の凡例

- 墨田区役所 (避難場所ではありません)
- 水害時避難場所(アンダーパス) (避難所ではありません。避難所ではありません)
- 河川等雑記
- ➡ 避難方向

■ 水害時避難場所の凡例

- すべての階が使える避難場所
- 2階以上が使える避難場所
- 3階以上が使える避難場所
- ①、②、③... 水害時避難場所(洪水)
- 、●、●... 水害時避難場所に指定されていない小中学校等

■ 浸水継続時間の目安(洪水)

荒川 浸水継続時間(浸水深0.5m以上)

- 2週間以上
- 1週間～2週間未満
- 3日～1週間未満
- 1日～3日未満
- 12時間～1日未満
- 12時間未満

水害時避難場所(洪水)

No.	施設名	No.	施設名
①	両国小学校	⑩	横川小学校
②	蔵小学校	⑪	外手小学校
③	中和小学校	⑫	両国中学校
④	菊川小学校	⑬	二農小学校
⑤	錦糸小学校	⑭	錦糸中学校
⑥	柳島小学校	⑮	墨川中学校
⑦	業平小学校	⑯	桜堤中学校
⑧	墨田中学校	⑰	墨田区総合運動場
⑨	小梅小学校		
⑩	本所中学校		

水害時避難場所に指定されていない小中学校等

No.	施設名	No.	施設名
⑧	吾徳小学校	⑳	第四音博小学校
⑨	立花翠樟の森小学校	㉑	東舟小学校
⑩	東富坂小学校	㉒	文化中学校
⑪	高輪立花中学校	㉓	押上小学校
⑫	中川小学校	㉔	第一寺島小学校
⑬	木下川島赤紅	㉕	第二寺島小学校
⑭	八広小学校	㉖	第二音博小学校
⑮	吾徳第二中学校	㉗	梅若小学校
⑯	寺島中学校	㉘	横田小学校
⑰	第三音博小学校		

この図は情報提供の目的で掲載されています。また、この図は、国土交通省関東地方整備局、荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所、墨田区都市計画部建設課(防災・まちづくり推進課)が作成したものであり、正確性を保証するものではありません。また、この図は、国土交通省関東地方整備局、荒川上流河川事務所、荒川下流河川事務所、墨田区都市計画部建設課(防災・まちづくり推進課)が作成したものであり、正確性を保証するものではありません。2022年10月30日現在

VIII-01：墨田区水害ハザードマップ（本冊 P6）

墨田区水害ハザードマップ



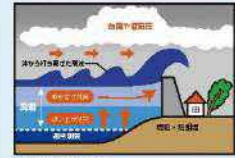
高潮 浸水想定区域図（浸水継続時間）

名 称 東京都墨田区水害ハザードマップ
 作成主体 東京都（市町村）建設局
 作成年月 平成30年3月30日
 版 更 年 月 令和2年7月14日
 掲載の範囲に於ける範囲 上野村中心地区(約1.9km)、墨田区全域(約29km)
 対象水深 7.5m以上の高潮による高潮

原則、区外の浸水想定区域外に避難する

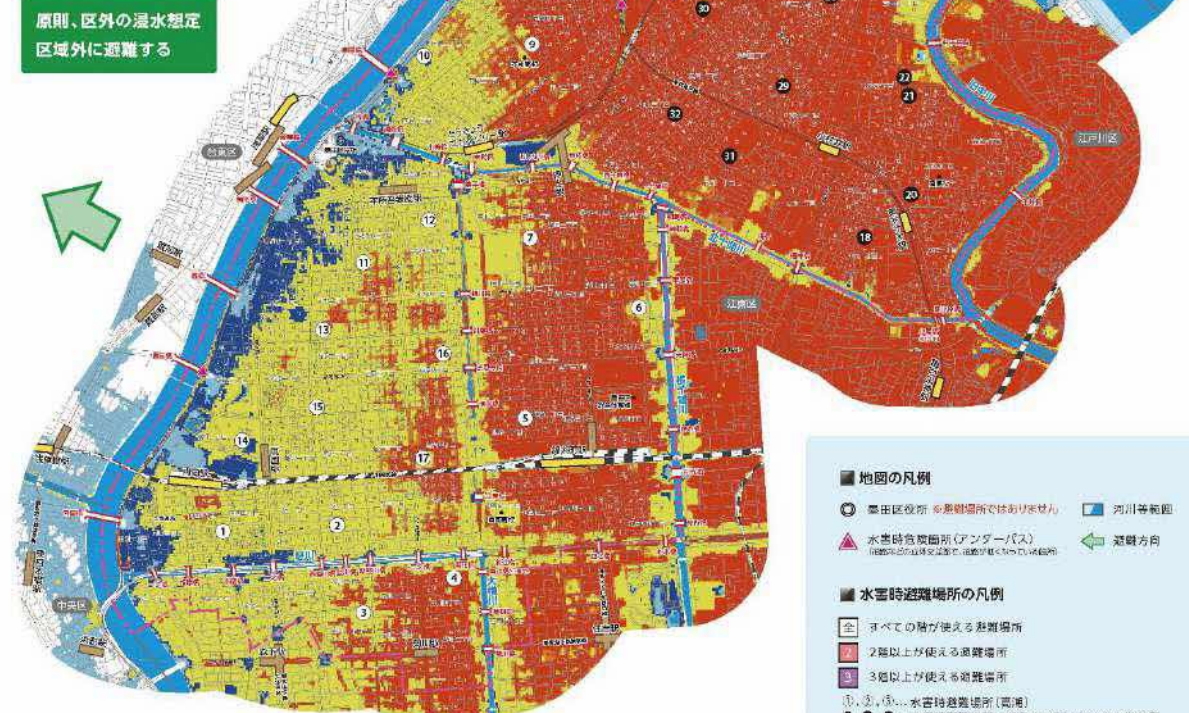
高潮の仕組み

高潮は、台風や発達した低気圧などに伴い、気圧が下がり海面が押し上げられる効果と、強風により海水が吹き寄せられる効果とが合わさって、海面が異常に上昇する現象です。台風の接近・上陸に伴って短時間のうちに潮位が上昇し、海水が堤防や防波堤、水門を越えて浸水します。



高潮発生メカニズム
出典：国土交通省「高潮被害防止対策」

原則、区外の浸水想定区域外に避難する



浸水の継続時間



- 地図の凡例
- 墨田区役所 ※避難場所ではありません
 - 河川等範囲
 - ▲ 水害時急避難所(アンダーパス) ※避難所としての活用はできません。道路が壊れる可能性があります。
 - ← 避難方向
- 水害時避難場所の凡例
- 全 全ての階が使ええる避難場所
 - 2 2階以上が使ええる避難場所
 - 3 3階以上が使ええる避難場所
 - ①、②、③... 水害時避難場所(高潮)
 - ④、⑤... 水害時避難場所に指定されていない小中学校等
- 浸水継続時間の目安(高潮)
 高潮 浸水継続時間(浸水深0.5m以上)
- 1 1週間以上
 - 2 3日～1週間未満
 - 3 1日～3日未満
 - 4 12時間～1日未満
 - 5 12時間未満または浸水深0.5m未満

水害時避難場所(高潮) ※区外への避難が難しい場合は、水害時避難場所へ避難することがあります。

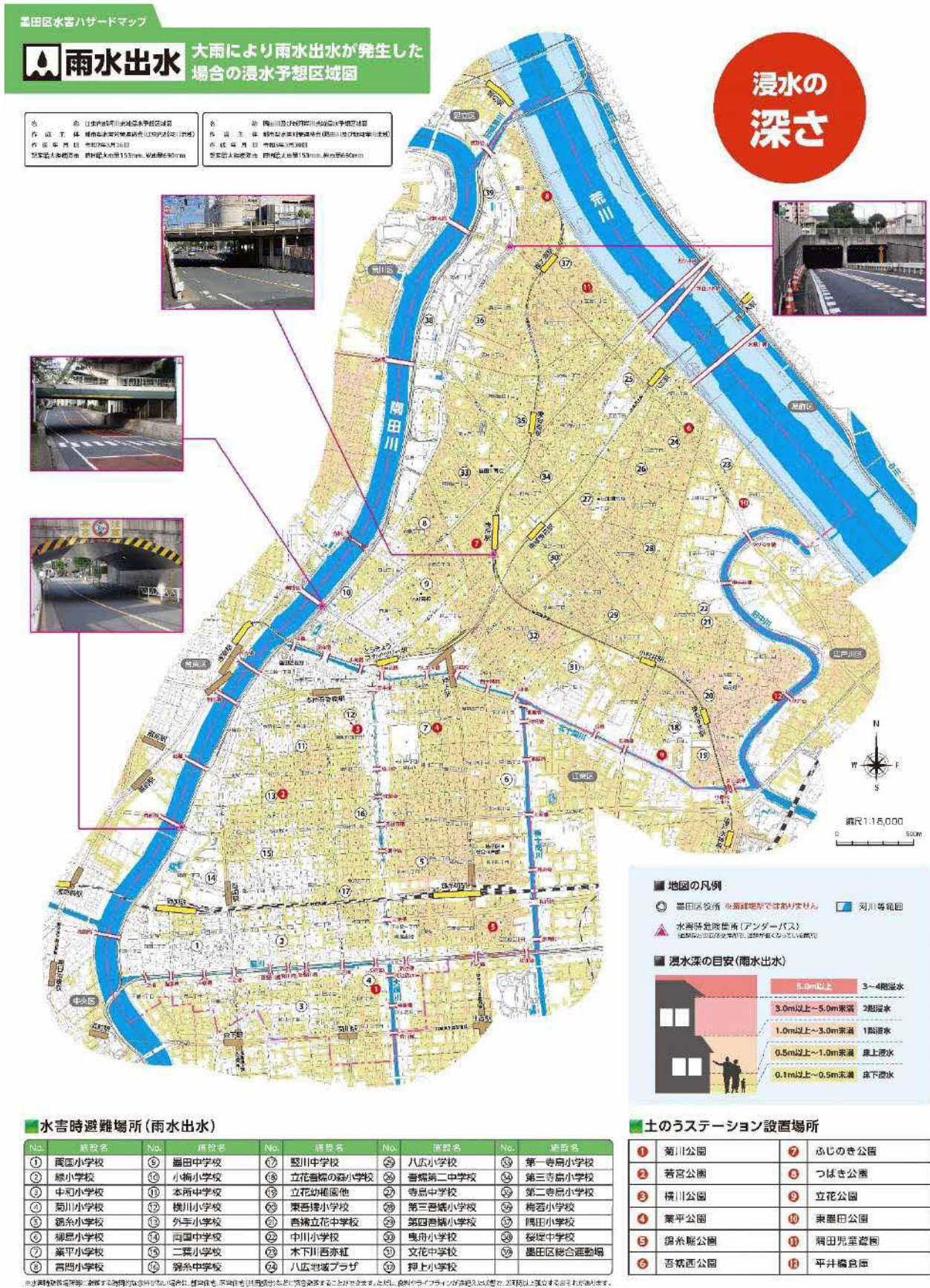
No.	施設名	No.	施設名
①	両国小学校	⑫	橋川小学校
②	緑小学校	⑬	外手小学校
③	中根小学校	⑭	両国中学校
④	菊川小学校	⑮	二葉小学校
⑤	錦糸小学校	⑯	錦糸中学校
⑥	和倉小学校	⑰	墨川中学校
⑦	養正小学校	⑱	桜葉中学校
⑧	墨田中学校	⑳	墨田区総合運動場
⑨	小南小学校		
⑩	本所中学校		

水害時避難場所に指定されていない小中学校等

No.	施設名	No.	施設名
⑧	言問小学校	⑲	第四番橋小学校
⑬	立花吾孫の森小学校	⑳	曳舟小学校
⑰	東吾孫小学校	㉑	文花中学校
⑲	吾孫立花中学校	㉒	押上小学校
㉑	中川小学校	㉓	第一寺尾小学校
㉒	木下川台赤坂	㉔	第三寺尾小学校
㉓	八広小学校	㉕	第二寺尾小学校
㉔	吾孫第二中学校	㉖	梅若小学校
㉕	寺島中学校	㉗	稲田小学校
㉖	第三番橋小学校		

※立花吾孫の森、八広、木下川台赤坂は全館が使えませんが、一部階が使えます。※水害時避難場所に指定されていない場合は、高潮発生、浸水発生、火災発生などの危険に陥ることがあります。ただし、飲料やトイレなどの設備が壊れる、1週間以上浸水するおそれがあります。

VIII-01：墨田区水害ハザードマップ（本冊 P6）



VIII-02：雨雪対応用資器材一覧表（本冊 P248）

（令和6年1月1日現在）

品名	規格	保管場所（数量）				備考
		平井橋倉庫	庁舎	その他	合計	
		立花3-29-10	吾妻橋1-23-20 (5608)1111 内3912			
応急ポンプ	可搬式	2			2台	
	水中式ポンプ	5			5台	
発動発電機	800W（ガソリン）	1			1台	
	900W（ガソリン）	7			7台	
	850W（ガス）	3			3台	
	900W（ガス）	5			5台	
	2.8KW（ガソリン）	1			1台	
投光器	300W	32			32基	
トランジスタメガンホ	TM25B	2			2個	
スコップ	剣	120			120丁	
	角	110			110丁	
ペンチ		36			36丁	
金槌		3			3丁	
ラチェットスパナ		4			4丁	
モンキースパナ	トップ300mm	3			3丁	
一輪車		7			7台	
化繊土のう袋		14,700			14,700枚	
SPパイプ	外径16mm L=1,200mm(白)	500			500本	
	外径19mm L=1,500mm(黒)	30			30本	
単管パイプ	L=4,000	120			120本	
	L=2,500	20			20本	
	L=1,500	30			30本	
	L=1,000	80			80本	
ジョイント	自在	25			25個	
	直交	25			25個	
アタッチメント		100			100個	
土留用鋼板	幅435 L=1,800	50			50枚	
胴長グツ				5	5足	
軍手	綿	330			330双	
ビニール引手袋	リユーロン	50			50双	
トラロープ		100m×49 150m×25			100m×49巻 150m×25巻	

品名	規格	保管場所（数量）				備考
		平井橋倉庫	庁舎	その他	合計	
		立花3-29-10	吾妻橋1-23-20 (5608)1111 内3912			
塩化カルシウム	25kg入	263	45		308袋	
防水シート	3.6×5.4m	70			70枚	
ゴムボート	6人乗り	4		6(※)	10隻	
ドラムコードリール		22			22個	
A バリ		4			4基	
カラーコーン		60			60個	
コーンウエイト		100			100個	
コーンバー		33			33個	
土のう		30			30袋	
番線カッター		3			3個	
しの		8			8本	
カセットポンベ		162			162本	
型枠合板		5			5枚	

※中川小学校（立花5-49-4）、業平小学校（業平2-4-8）、桜堤中学校（堤通2-19-1）、中和小学校（菊川1-18-10）、小梅小学校（向島2-4-10）、錦糸中学校（石原4-33-14）に各1隻ずつ保管

VIII-03：応急ポンプ（雨雪対応用）一覧表（本冊 P248）

（令和6年1月1日現在）

番号	名称	型式	自動車登録番号 その他	口径	製作者	制作年次		財産区分	保管場所	備考
1	可搬式 排水ポンプ	LA 100	ロビンエンジン	100	鶴見工業	H7		区	平井橋倉庫	1台
2	水中ポンプ	LSP1- 4	モーター	50	鶴見工業	H18		区	平井橋倉庫	5台
3	可搬式 排水ポンプ	ETS- 100MX	空冷4サイクル ガソリンエンジン	100	寺田ポンプ 製作所	R4		区	平井橋倉庫	1台

VIII-04：発動発電機（雨雪対応用）一覧表（本冊 P249）

（令和6年1月1日現在）

番号	名称	型式名称 その他	容量	直流行別	燃料	重量	製作所名	制作年次	財産区分	保管場所	セットする投光器その他
1	携帯発電機	SGL2200II	800W	交流100W	ガソリン	44 kg	富士重工	H15	区	平井橋倉庫1台	発電機1台に投光器300Wを2基セットする。
2	携帯発電機	EF900iS	900W	交流100W 直流12V	ガソリン	12.7kg	ヤマハ	H28 H29 H30	区	平井橋倉庫7台	発電機1台に投光器300Wを2基セットする。
3	携帯発電機	EU9iGB	900W	交流100W	ガス	19.5kg	ホンダ	H28 H29	区	平井橋倉庫3台	発電機1台に投光器300Wを2基セットする。
4	携帯発電機	EF900isGB	850W	交流100W	ガス	19.5kg	ヤマハ	R1	区	平井橋倉庫3台	発電機1台に投光器300Wを2基セットする。
5	携帯発電機	EF900isGB2	900W	交流100W	ガス	22.0kg	ヤマハ	R2	区	平井橋倉庫2台	発電機1台に投光器300Wを2基セットする。
6	携帯発電機	EF2800iSE	2.8KW	交流100W 直流12V	ガソリン	68 kg	ヤマハ	H28	区	平井橋倉庫1台	発電機1台に水中ポンプを2基セットする。

VIII-05：都市整備部保有自動車（本冊 P249）

（令和6年1月1日現在）

課名	種別	車名	台数	保管場所	登録番号	備考
都市整備課	軽貨物車	ダイハツ	1	庁舎	足立 480 け 9384	
	小型貨物	日産	2		足立 400 て 2825	
					足立 502 の 4689	
土木管理課	小型貨物	日産	2	庁舎	足立 400 て 2826	
					足立 400 の 517	
	特殊車	日産	1		足立 800 す 7707	
道路公園課	小型貨物	トヨタ	5	庁舎	足立 400 の 516	
		日産			足立 502 ひ 9645	
		ホンダ			足立 502 の 4686	
		日産			足立 400 て 2827	
		ホンダ			足立 502 に 4295	
道路公園課 （すみだ土木事務所）	小型貨物	いすゞ	2	すみだ土木事務所	足立 400 ひ 5539	2t Wキャブダンプ
					足立 400 ふ 1689	2t Wキャブダンプ
		日野	1		足立 400 み 3390	2tダンプ
		三菱ふそう	1		足立 400 ふ 7671	2t Wキャブダンプ
	軽貨物車	ダイハツ	2		足立 480 こ 6055	ハイゼットカーゴ
					足立 480 こ 6654	ハイゼットデックバン
		スズキ	2		足立 480 そ 9497	エブリー
					足立 480 く 3970	軽トラック
	特殊車	日野	1	銅像堀公園	足立 800 そ 458	高所作業車
	小型特殊	日立	1		墨田区 わ 2255	ホイローローダー
計			21			

Ⅷ-06：既往水害被害状況調書（本冊 P366）

（令和6年1月1日現在）

災害年月日	災害要因	総雨量	被害状況				
			浸水面積	床上浸水	床下浸水	合計	
昭和22年 9月13日 ～16日	キャスリン台風 (豪雨、高潮)	167 mm	本所	530,000 m ²	戸	86 戸	86 戸
			向島	6,400,000	280	1,990	2,270
			計	6,930,000	280	2,076	2,356
昭和23年 8月13日 ～15日	ユニス台風 (豪雨、護岸決壊)	90	本所	5,275,000	400	6,200	6,600
			向島	5,275,000	400	6,200	6,600
			計	5,275,000	400	6,200	6,600
昭和24年 8月31日 ～9月1日	キティ台風 (高潮、護岸決壊)	66	本所	4,210,560	7,712	4,207	11,919
			向島	5,274,400	1,268	9,907	11,175
			計	9,484,960	8,980	14,114	23,094
昭和25年 7月27日 ～30日	ヘリーン台風 (豪雨、在来下水はん 濫)	243	本所	453,000		645	645
			向島	453,000		645	645
			計	453,000		645	645
昭和27年 6月22日 ～24日	ダイナ台風 (豪雨、在来下水はん 濫)	96	本所	901,500		1,130	1,130
			向島	901,500		1,130	1,130
			計	901,500		1,130	1,130
昭和30年 10月9日 ～11日	台風第25号 (豪雨、普通河川はん 濫)	118	本所	249,100		1,360	1,360
			向島	249,100		1,360	1,360
			計	249,100		1,360	1,360
昭和32年 6月26日 ～27日	台風第5号 (豪雨、小河川、溝渠 のはん濫)	152	本所	1,678,000		1,455	1,455
			向島	1,678,000		1,455	1,455
			計	1,678,000		1,455	1,455
昭和33年 9月16日 ～18日	台風第21号 (豪雨)	171	本所	868,000		745	745
			向島	868,000		745	745
			計	868,000		745	745
昭和33年 9月25日 ～26日	台風第22号 (豪雨)	402	本所	4,752,000	774	6,680	7,454
			向島	6,037,500	7,356	18,442	25,798
			計	10,789,500	8,130	25,122	33,252
昭和34年 9月25日 ～26日	台風第15号 (伊勢湾) (豪雨、高潮)	144	本所	752,300	10	673	683
			向島	752,300	10	673	683
			計	752,300	10	673	683
昭和36年 10月	台風第24号 (豪雨)	162	本所	375,800		550	550
			向島	1,870,600	440	2,980	3,420
			計	2,246,400	440	3,530	3,970

VIII-07：墨田区内東京都下水道局ポンプ所（本冊 P367）

（令和6年1月1日現在）

名称	所在地	原動機		ポンプ型式	ポンプ口径 (mm)	台数	用途	非常時最大排水能力 (予備を含む)	現在有効排水面積 (ha)	備考
		種別	出力							
業平橋ポンプ所	吾妻橋三丁目 13-6	電動	790 kW	斜流	1,650	4	雨水	1,540 m ³ /分	302	
		電動	90 kW	横軸渦巻斜流	500	3	汚水	114 m ³ /分	302	
吾嬬ポンプ所	立花五丁目 6-2	電動	90 kW	渦巻	250	2	汚水	34 m ³ /分	112	
		電動	200 kW	渦巻	300	2				
隅田ポンプ所	堤通二丁目 18-1	電動	375 kW	斜流	1,200	6	雨水	1,200 m ³ /分	192	ディーゼル発電機 4,200 ps 3,500KVA 1台
吾嬬第二ポンプ所	立花六丁目 8-34	電動	960 kW	斜流	1,650	4	雨水	1,950 m ³ /分	256	ガスタービン発電機 12,000KVA 1台
		電動	840 kW	斜流	1,650	1				
		電動	730 kW	斜流	1,500	1				
両国ポンプ所	横網一丁目 4-12	電動	1,750 kW	渦巻斜流	1,500	2	雨水	3,540 m ³ /分	328	ガスタービン発電機 13,750KVA 2台
			3,730 kW		2,200	4				

VIII-08：要配慮者が利用する施設（本冊 P370）

（令和6年1月1日現在）

高齢者・介護施設等			
番号	施設名称	所在地	所管課
1	いきいきプラザ	文花1-32-2	高齢者福祉課
2	立花ゆうゆう館	立花6-8-1-102	〃
3	はなみずきホーム	八広3-22-14	〃
4	たちばなホーム	立花3-10-1	〃
5	なりひらホーム	業平5-6-2	〃
6	はなみずき高齢者在宅サービスセンター	八広3-22-14	〃
7	なりひら高齢者在宅サービスセンター	業平5-6-2	〃
8	梅若ゆうゆう館	墨田1-4-4	〃
9	うめわか高齢者在宅サービスセンター	墨田1-4-4	〃
10	都市型軽費老人ホームさんいくハイツ東墨田	東墨田2-18-12	〃
11	都市型軽費老人ホームワゲン本所	本所4-15-4	〃
12	都市型軽費老人ホームケアハウスかねがふち	墨田3-41-16	〃
13	都市型軽費老人ホームケアハウス押上	文花1-10-10	〃
14	都市型軽費老人ホームケアハウスこまち墨田館	押上3-61-4	〃
15	都市型軽費老人ホームさんいくハイツ東あずま	立花4-18-17	〃
16	都市型軽費老人ホーム地蔵坂ホームズ	東向島1-17-7	〃
17	向島作業所（旧向島ことぶき作業所）	東向島1-17-11	〃
18	緑作業所	緑4-35-6	〃
19	シルバー人材センター	文花1-32-1-101	〃
20	木下川吾亦紅	東墨田2-15-13	介護保険課
21	東京清風園	立花1-25-12	〃
22	在宅ホスピス墨田	立花1-34-1	〃
23	デイサービスセンターこのまち両国	緑3-3-5	〃
24	デイサービスヨウコー錦糸町	緑4-5-4	〃
25	デイホームゆりの木錦糸町	石原3-14-13-101	〃
26	ゼストライフ	立川2-5-5 1F	〃
27	高齢者在宅サービスセンター 同愛記念ホーム	横網2-1-11	〃
28	ルネサンス元気ジム両国	亀沢1-19-1 2F	〃
29	たのしいデイりょうごく	亀沢3-14-13-101	〃
30	エバーウォーク両国	石原3-27-10 1F	〃
31	らいおんハートリハビリ温泉デイサービス本所	本所1-2-14-101	〃
32	デイサービス夢楽駒形	東駒形2-19-1 1F	〃
33	レッツ倶楽部吾妻橋	吾妻橋2-18-8 1F	〃
34	ゆめふる錦糸町店	太平1-12-5	〃
35	ニチイケアセンターおしあげ	太平3-19-5	〃
36	ベストリハ墨田	横川1-8-3 1F	〃
37	デイサービスMARU	横川2-13-14-101	〃
38	デイサービスジョイライフ	業平2-7-7	〃
39	デイサービスセンター マ・メゾン墨田曳舟	東向島2-31-19 1F	〃
40	ベストリハ東向島	東向島3-20-8	〃
41	ヒューマンライフケアしらひげ乃湯	堤通2-7-37	〃
42	株式会社ケアサービス デイサービスセンター墨田	墨田1-7-2	〃
43	デイサービス るんるん家族	墨田2-2-14	〃
44	デイサービスセンターかねがふち	墨田3-41-16	〃
45	リハプライド 鐘ヶ淵	墨田4-13-7	〃
46	なのはなデイサービスセンター	八広1-1-4 1F	〃

高齢者・介護施設等			
番号	施設名称	所在地	所管課
47	はなまるデイサービス八広	八広3-38-20	介護保険課
48	デイサービスセンターなごやか墨田	八広4-10-6	〃
49	和翔苑	八広6-55-17	〃
50	ジョイリハ亀戸	立花1-17-10	〃
51	健遊館富士乃湯	立花4-7-9 1F	〃
52	デイサービスみらく	両国3-20-9	〃
53	クオリティライフ両国	両国3-22-2	〃
54	フィリア両国リハビリケア	千歳2-13-4 1F	〃
55	古畑接骨院デイサービスセンター緑の風	緑2-11-11	〃
56	GENKINETE 錦糸町	緑3-6-13 1F	〃
57	デイサービスマリーナ	立川3-9-6 1F	〃
58	フォルテシモ両国デイサービスリゲットライフ	石原2-11-2	〃
59	本所デイサービス151A	石原3-29-3	〃
60	よりあいデイ・つくし	本所1-26-4	〃
61	デイサービス花咲	業平4-4-17-201	〃
62	デイホーム太陽横	業平4-4-17-201	〃
63	ワサビ介護予防デイサービス	向島1-27-13	〃
64	はつね曳舟	東向島2-6-17	〃
65	エバーウオーク曳舟	東向島2-20-11	〃
66	早稲田イーライフ向島	向島3-28-13-102	〃
67	レコードブック向島	向島3-40-4 1F	〃
68	匠楽館むこうじま粋	向島5-17-2 1F	〃
69	なのはなフィットネスデイ	東向島2-46-11	〃
70	向島の家	東向島4-20-5 1F	〃
71	デイサービスよのもり	東向島4-32-7	〃
72	デイサービスるんるん玉ノ井	東向島5-27-1	〃
73	エバーウオーク東向島	東向島6-60-6 1F	〃
74	ユウリスタ隅田デイサービス	東向島6-62-11 3F	〃
75	おれんじデイ墨田	墨田1-4-25	〃
76	デイサービスるんるん	墨田2-1-4	〃
77	トータルリハセンター鐘ヶ淵	墨田2-10-20 1F	〃
78	デイサービスるんるん桜	墨田3-6-14	〃
79	匠楽館すみだ粋	墨田3-11-14	〃
80	だんらんの家すみだ	墨田4-57-15	〃
81	クレスガーデン	墨田5-26-14	〃
82	労協センター事業団あゆみケアサービス	墨田5-43-9	〃
83	ほんわ花デイ	押上1-32-11 1F	〃
84	匠楽館おしあげ粋	押上3-23-13	〃
85	デイサービスむさし	押上3-42-6	〃
86	デイサービスセンターSD健寿押上店	押上3-61-4 1F	〃
87	楽しいデイあおぞら	京島3-12-6	〃
88	デイサービスやわら	京島2-8-6	〃
89	ひろみデイステーション	京島3-60-6	〃
90	デイサービスセンター押上	文花1-10-10	〃
91	デイサービスたんぽぽ	文花3-14-4 3F	〃
92	いきいきらいふSPA墨田	八広1-31-12	〃
93	デイサービス笑門	八広3-15-14 1F	〃
94	にこにこ庵	八広3-24-6	〃

高齢者・介護施設等			
番号	施設名称	所在地	所管課
95	デ イ サ ー ビ ス 虹 色 工 房	八広4-48-3 1F	介護保険課
96	樹 楽 墨 田 八 広	八広6-41-10	〃
97	あ す て っ ぷ 立 花 デ イ サ ー ビ ス	立花3-15-16 1F	〃
98	ケ ア ホ ー ム ズ 両 国	両国2-5-13	〃
99	医療法人財団 アサヒ健友会 アサヒタワークリニック	吾妻橋1-23-1 2F	〃
100	介護老人保健施設ろうけん隅田秋光園	横網2-7-13	〃
101	介護老人保健施設葵の園・向島	向島3-1-13	〃
102	介護老人保健施設ベレール向島	東向島2-36-11	〃
103	櫻川介護老人保健施設	堤通1-9-8	〃
104	通所リハビリテーションすみ花	京島3-65-5 1F	〃
105	せ ら び 両 国	石原2-7-4	〃
106	特別養護老人ホーム寿老の里	東墨田3-13-4	〃
107	グループホームかがやき両国	横網2-14-1 15	〃
108	グループホーム銀木犀〈錦糸町〉	亀沢3-3-11	〃
109	グループホーム石原あやめ	石原2-3-4	〃
110	グループホーム福さん家	吾妻橋2-7-3	〃
111	ニチイケアセンターおしあげ	太平3-19-5	〃
112	グループホームすこやかの家業平	業平2-9-9	〃
113	グループホーム業平あやめ	業平4-5-10	〃
114	せ ら び 向 島	東向島4-31-3	〃
115	グループホームちんとんしゃん	堤通1-12-5	〃
116	グループホームかねがふち	墨田3-41-15	〃
117	グループホームみんなの家・墨田	墨田4-8-12	〃
118	ヒューマンライフケア墨田グループホーム	京島1-43-9	〃
119	グループホームきらら曳舟	京島3-62-6	〃
120	グループホーム東京墨田の家	八広1-16-16	〃
121	は な ま る ホ ー ム 八 広	八広3-38-20	〃
122	さんいくの家あづま	立花1-25-12	〃
123	S O M P O ケ ア ラ ヴ ィ ー レ 錦 糸 町	江東橋5-9-1	〃
124	グ ラ ン ヴ ィ 歳 王	亀沢4-10-3	〃
125	向 島 明 生 苑	向島4-21-20	〃
126	エ ス ケ ア リ ビ ン グ 墨 田	東向島3-6-2	〃
127	ま ど か 押 上	押上2-14-1	〃
128	ラ イ フ 高 石	文花1-21-1	〃
129	フ ァ ミ ニ ュ ー す み だ 文 花	文花3-8-2	〃
130	た の し い 家 墨 田 立 花	立花3-17-8	〃
131	ニ チ イ ホ ー ム 墨 田	立花6-7-10	〃
132	す み だ 明 生 苑	東墨田2-3-10	〃
133	さんいくハイツ立花	立花1-25-12	〃
134	ブ ラ イ ト の 家	菊川3-10-9	〃
135	ラ ッ ク の 空 厩 橋	本所3-4-8	〃
136	ラ ッ ク の 空 東 向 島	東向島6-51-7 2F	〃
137	花 か ん ざ し	堤通1-12-5	〃
138	玉ノ井プラザあゆみの舎	墨田3-8-6	〃
139	小規模多機能型介護ともえ	八広3-15-14	〃
140	まいほ一む墨田	業平2-9-9	〃
141	すみだ福祉保健センター	向島3-36-7	厚生課

障害者施設等			
番号	施設名称	所在地	所管課
1	すみだふれあいセンター福祉作業所	緑4-35-6	障害者福祉課
2	空ゆけ未来工房	横川4-11-2	〃
3	墨田さんさんプラザ	立花4-30-16	〃
4	向島七福福祉作業所	向島3-30-7	〃
5	喜楽里すみだ工房	東向島3-34-4	〃
6	隅田作業所	八広3-1-5-101	〃
7	すみだ花工房	墨田2-16-5	〃
8	L o o p . a . s (ループス)	東向島3-37-8	〃
9	ユニーク工房芸	横川2-3-7-102	〃
10	おいてけ堀かっぱ堂 (ユニークがらん堂)	太平4-6-7 (1・2階)	〃
11	ユニークジョブサポート (ユニークジョブサポート・ビー)	錦糸3-8-2 (2・3・4階)	〃
12	こらーるカフェ	向島3-2-1	〃
13	はあとぴーす	文花2-2-9	〃
14	錦糸町就労支援センター (ひだまり工房)	錦糸3-11-3	〃
15	錦糸町就労支援センター 両国分室 f i o	両国4-37-2 3 F	〃
16	カラコネオフィス	石原3-30-10-201	〃
17	たすけあい墨田事業所	文花1-24-2	〃
18	すみだ障害者就労支援総合センター (就労移行支援 ゆめたまご すみだ)	緑4-25-4	〃
19	ウェルビー錦糸町センター	江東橋4-22-4 2 F	〃
20	L I T A L I C O ワークス錦糸町	錦糸1-1-5 4 F	〃
21	就労移行支援事業所シャイニー	両国4-30-8 5 F	〃
22	就労移行支援事業所シャイニー 錦糸町	江東橋4-24-5-102	〃
23	ウィズヴィレッジ	堤通1-19-9 2 F	〃
24	ワクワク工房デイサービス	墨田2-12-12	〃
25	すみだ福祉保健センター (はばたき福祉園・みつばち園)	向島3-36-7	〃
26	すみだステップハウスおおぞら	立花3-2-9	〃
27	亀沢のぞみの家 (肢体不自由児者通所訓練所)	亀沢4-18-11	〃
28	すみだ晴山苑	八広5-18-30	〃
29	ほわわ墨田	吾妻橋1-17-4	〃
30	リエゾン両国	両国2-18-4-201	〃
31	ぴいぷらす押上スタジオ	業平4-13-5	〃
32	コペルプラス スカイツリー駅前教室	東駒形4-23-2-101	〃
33	コペルプラス 立花教室	立花4-16-4-101	〃
34	墨田こどもの家	八広4-13-3-101	〃
35	墨田あゆみの家	八広4-10-4-101	〃
36	キッズサポートりま	立川1-16-20	〃
37	スマートキッズプラス両国	亀沢1-24-1-202	〃
38	スマートキッズプラス平井北	八広4-48-5 4 F	〃
39	コラゾン 吾妻橋浅草	吾妻橋1-4-4 2 F	〃
40	キッズデイあすみ	本所3-21-7	〃
41	キッズデイあすみ本所	石原4-25-7 1 F	〃
42	児童デイサービス スマイル八広	八広6-8-2 1 F	〃
43	運動・学習による子供自立支援教室 あんしんキッズ	立花1-23-5-114	〃

障害者施設等			
番号	施設名称	所在地	所管課
44	放課後等デイサービス ジョイ・キッズ	横川5-10-1-118	障害者福祉課
45	放課後等デイサービス ジョイ・キッズ本所	本所4-21-13	〃
46	ルールスメイト 東向島	東向島5-7-12 1F	〃
47	放課後等デイサービス GRIP キッズ 両国校	緑4-22-8 1F	〃
48	放課後等デイサービスCOCO kids 八広教室	八広4-50-3 2F	〃
49	放課後等デイサービスハート 亀沢店	亀沢3-23-4 1F	〃
50	G R I P キッズ 両国緑校	緑1-12-13 1F	〃
51	こどもプラス 両国教室	石原1-38-11 1F	〃
52	放課後等デイサービス ウィズ・ユ-八広	八広5-23-13	〃
53	スマートキッズプラス 錦糸町	業平5-5-4	〃
54	コラゾン 錦糸町	江東橋1-4-12-101	〃
55	コラゾン 両国	亀沢1-19-1 4F	〃
56	アルファキッズ 菊川駅前	菊川3-7-4 3F	〃
57	アプリ児童デイサービス 東向島	東向島5-31-3	〃
58	放課後等デイサービス あんず	業平4-6-3	〃
59	ゆうゆうらいふアカデミー 両国	亀沢1-20-2	〃
60	ハッピーテラス 曳舟教室	押上2-33-9 2F	〃
61	すみださんさんるーむ	墨田2-4-4	〃
62	あ と む	本所3-29-4-101	〃
63	暖 (だ ん)	立花2-22-1	〃
64	海 (み い)	立花3-3-8	〃
65	風 (ふ う)	立花2-19-2	〃
66	華 (け い)	立花3-12-1	〃
67	葉 (よ う)	立花5-28-3	〃
68	芽 (め い)	立花3-5-2	〃
69	奏 (そ う)	立花1-23-2	〃
70	陽 (ひ い)	立花6-5-14	〃
71	祥 (し ょ う)	八広5-25-10	〃
72	悠 (ゆ う)	立花1-30-3	〃
73	燈 (と う)	立花2-5-6	〃
74	岡 田 寮	墨田4-1-4	〃
75	横 川 寮	横川2-5-6	〃
76	宮 下 壮	向島4-26-21	〃
77	ジ-エ-イ-チ 誠和 寮	東駒形4-10-10	〃
78	トモニ福祉サービス 八広第一	八広1-16-18	〃
79	トモニ福祉サービス 八広第二	八広1-19-10	〃
80	トモニ福祉サービス 向島	向島5-16-9	〃
81	ほ-む 大 洋	墨田2-12-11	〃
82	ほ-む アンブレラ	文花1-32-7	〃
83	ほ-む きらきら 星	墨田2-14-4	〃
84	グループホーム Tree	文花1-4-16	〃
85	グループホーム すずらん	立川4-19-13	〃
86	ふるさとホーム 鳩のそば	東向島1-13-16	〃
87	ふるさとホーム 曳舟	向島5-43-20	〃
88	ふるさとホームパークファミリーハウス	東向島1-20-13	〃
89	グループホーム がじゅまる	向島2-22-12	〃

児童福祉施設等			
番号	施設名称	所在地	所管課
1	墨田児童会館	墨田2-30-15	子育て政策課
2	八広児童館	八広2-38-14	〃
3	江東橋児童館	江東橋1-15-4	〃
4	東向島児童館	東向島6-6-12	〃
5	東向島児童館分館	京島1-44-21	〃
6	立花児童館	立花1-27-9	〃
7	立川児童館	立川1-5-2	〃
8	文花児童館	文花1-32-11	〃
9	中川児童館	立花5-18-9	〃
10	外手児童館	本所2-6-9	〃
11	八広はなみずき児童館	八広4-27-8	〃
12	さくら橋コミュニティセンター	向島2-3-8	〃
13	墨田児童会館学童クラブ二寺分室	東向島4-30-2	〃
14	墨田児童会館学童クラブ二寺第二分室	東向島4-30-2	〃
15	墨田児童会館学童クラブ隅田分室	墨田4-6-5	〃
16	墨田児童会館学童クラブ梅若分室	墨田2-25-1	〃
17	墨田児童会館学童クラブ鐘ヶ淵分室	墨田5-43-10	〃
18	墨田児童会館学童クラブ墨四分室	墨田4-32-10	〃
19	墨田児童会館学童クラブ旧向島中分室	東向島4-18-9	〃
20	八広児童館学童クラブ三吾分室	八広2-36-3	〃
21	江東橋児童館学童クラブ菊川分室	立川4-12-15	〃
22	江東橋児童館学童クラブ錦糸分室	太平3-8-12	〃
23	江東橋児童館学童クラブ緑分室	緑3-8-1	〃
24	江東橋児童館学童クラブ錦糸小分室	錦糸1-9-12	〃
25	江東橋児童館学童クラブ菊川駅前分室	菊川2-3-6 2階	〃
26	東向島児童館学童クラブ一寺分室	東向島1-16-2	〃
27	東向島児童館学童クラブ三寺分室	東向島6-8-1	〃
28	東向島児童館学童クラブ曳舟分室	京島1-28-2	〃
29	東向島児童館学童クラブ曳舟第二分室	京島1-28-2	〃
30	東向島児童館学童クラブ一寺言問分室	東向島1-20-6	〃
31	立花児童館学童クラブ分室	立花1-28-3-105	〃
32	立花児童館学童クラブ第二分室	立花1-23-2-206	〃
33	立花児童館学童クラブ立吾小分室	立花1-18-6	〃
34	立川児童館学童クラブ中和分室	菊川1-18-10	〃
35	立川児童館学童クラブ両国分室	両国4-24-5	〃
36	立川児童館学童クラブ両小分室	両国4-26-6	〃
37	立川児童館学童クラブ千歳分室	千歳2-2-5	〃
38	文花児童館学童クラブ押上分室	押上3-46-17	〃
39	文花児童館学童クラブ四吾分室	京島3-64-9	〃
40	中川児童館学童クラブ東吾嬬分室	立花4-22-11	〃
41	中川児童館学童クラブ吾立分室	立花5-48-2	〃
42	外手児童館学童クラブ分室	亀沢2-24-12	〃
43	外手児童館学童クラブ外手小分室	本所2-1-16	〃
44	外手児童館学童クラブ両中分室	横網1-8-1	〃
45	八広はなみずき児童館学童クラブ分室	八広5-12-15	〃
46	八広はなみずき児童館学童クラブ八広中央分室	八広3-14-5	〃
47	八広はなみずき児童館学童クラブ吾二分室	八広4-4-4	〃

児童福祉施設等			
番号	施設名称	所在地	所管課
48	さくら橋コミュニティセンター学童クラブ言問分室	向島5-40-14	子育て政策課
49	さくら橋コミュニティセンター学童クラブ言問第二分室	向島5-40-14	〃
50	さくら橋コミュニティセンター学童クラブ小梅分室	向島2-4-10	〃
51	さくら橋コミュニティセンター学童クラブ小梅第二分室	向島2-4-10	〃
52	横川三丁目学童クラブ	横川3-12-12	〃
53	業平学童クラブ	業平2-4-8	〃
54	横川小学学童クラブ	東駒形4-18-4	〃
55	柳島学童クラブ	横川5-2-30	〃
56	亀沢学童クラブ	亀沢1-27-5	〃
57	墨田区子育て支援総合センター	京島1-35-9-103	子育て支援総合センター
58	両国子育てひろば	横網1-2-13	〃
59	文花子育てひろば	文花1-20-7	〃
60	スマイルホームすみだ	文花1-24-3	生活福祉課
61	東駒形コミュニティ会館	東駒形4-14-1	地域活動推進課
62	梅若橋コミュニティ会館	堤通2-9-1	〃
63	横川コミュニティ会館	横川5-9-1	〃
幼稚園・保育園等			
番号	施設名称	所在地	所管課
1	緑幼稚園	緑2-11-5	庶務課
2	柳島幼稚園	横川5-2-30	〃
3	菊川幼稚園	立川4-12-15	〃
4	第三寺島幼稚園	東向島6-8-1	〃
5	曳舟幼稚園	京島1-28-2	〃
6	八広幼稚園	八広5-12-15	〃
7	立花幼稚園	立花1-25-9	〃
8	あさひ幼稚園	文花1-1-10	子ども施設課
9	あづま幼稚園	文花1-25-7	〃
10	江東学園幼稚園	横網1-7-2	〃
11	言問幼稚園	向島5-4-4	〃
12	墨田幼稚園	堤通1-5-9	〃
13	本所白百合幼稚園	石原4-37-2	〃
14	向島文化幼稚園	八広6-24-6	〃
15	両国幼稚園	両国2-8-10	〃
16	江東橋保育園	緑4-35-9	〃
17	江東橋保育園分園	亀沢3-12-5	〃
18	横川橋保育園	太平1-27-13	〃
19	中川保育園	東墨田2-1-15	〃
20	花園保育園	東向島3-16-2	〃
21	押上保育園	押上2-10-17	〃
22	福神橋保育園	文花1-30-21-101	〃
23	文花保育園	文花1-24-3	〃
24	あおやぎ保育園	東向島4-37-17	〃
25	たちばな認定こども園	立花3-21-16	〃
26	すみだ保育園	墨田4-22-4-101	〃
27	八広認定こども園	八広3-7-5	〃
28	東駒形保育園	東駒形1-6-8	〃
29	亀沢保育園	亀沢1-27-5	〃

幼稚園・保育園等			
番号	施設名称	所在地	所管課
30	東 あ ず ま 保 育 園	立花1-27-6-101	子ども施設課
31	お む ら い 保 育 園	文花1-32-1-103	〃
32	太 平 保 育 園	太平1-13-10	〃
33	き ん し 保 育 園	江東橋4-30-2-301	〃
34	鐘 ケ 淵 北 保 育 園	堤通2-8-15-109	〃
35	梅 若 保 育 園	墨田2-38-13	〃
36	立 川 保 育 園	立川1-5-2	〃
37	中 川 南 保 育 園	立花6-8-2-106	〃
38	長 浦 保 育 園	八広5-10-1-105	〃
39	寺 島 保 育 園	東向島1-23-10	〃
40	水 神 保 育 園	堤通2-6-9-103	〃
41	し ら ひ げ 保 育 園	堤通2-5-5-101	〃
42	横 川 さ く ら 保 育 園	横川5-9-1	〃
43	横 川 さ く ら 保 育 園 分 園	立花1-23-5-206	〃
44	墨 田 み ど り 保 育 園	亀沢3-7-11	〃
45	墨 田 み ど り 保 育 園 分 園	亀沢3-6-1	〃
46	ほ が ら か 保 育 園	墨田4-30-14	〃
47	光 の 園 保 育 学 校	東駒形4-6-2	〃
48	光 の 園 保 育 学 校 外 手 分 園	本所2-1-16	〃
49	厚 生 館 保 育 園	立花5-21-3	〃
50	幼保連携型認定こども園共愛館 保 育 園	押上3-53-6	〃
51	菊 川 保 育 園	江東橋5-3-3	〃
52	興 望 館 こ ど も 園	京島1-11-6	〃
53	東 京 愛 育 苑 さ ゆ り 保 育 園	東向島6-7-8	〃
54	木 ノ 下 保 育 園	墨田4-60-13	〃
55	杉 の 子 学 園 保 育 所	東向島2-13-6	〃
56	ナ ー ス リ ー 保 育 園 分 園	東向島6-15-5	〃
57	ナ ー ス リ ー 保 育 園	東向島6-16-10	〃
58	育 正 保 育 園	東駒形1-3-15	〃
59	こ ひ つ じ 保 育 園	緑2-23-3	〃
60	わ ら べ み ど り 保 育 園	緑3-12-2	〃
61	本 所 た か ら 保 育 園	東駒形4-4-7	〃
62	すみだ中和こころ 保 育 園	菊川1-18-5	〃
63	両 国 ・ な か よ し 保 育 園	両国1-10-7	〃
64	小 梅 保 育 園	向島3-42-1	〃
65	すみだ川のほとりに笑顔咲くほいくえん	立川2-12-16	〃
66	ま な び の 森 保 育 園 錦 糸 町	太平2-4-4	〃
67	グ ロー バ ル キ ッ ズ 押 上 園	押上2-19-2	〃
68	両 国 す き っ ぷ 保 育 園	両国4-25-9	〃
69	の び の び 保 育 園 (キ ッ ズ 館)	千歳3-8-13	〃
70	の び の び 保 育 園 (ジ ュ ニ ア 館)	千歳2-9-8	〃
71	す こ や か 錦 糸 保 育 園	錦糸3-7-1	〃
72	A I A I N U R S E R Y 錦 糸 町	亀沢4-5-4	〃
73	う い ず 東 駒 形 保 育 園	東駒形2-9-9	〃
74	ベ ネ ッ セ 菊 川 北 保 育 園	立川4-10-9	〃
75	小学館アカデミーひきふね駅前 保 育 園	京島1-1-1-314	〃
76	チェリッシュあおぞら 保 育 園	緑4-38-1	〃
77	ア ス ク 両 国 保 育 園	石原2-7-3	〃

幼稚園・保育園等			
番号	施設名称	所在地	所管課
78	向島ひまわり保育園	向島3-22-8	子ども施設課
79	じょうえん曳舟保育園	京島1-6-6-107・108	〃
80	オウトピア保育園	緑2-5-12	〃
81	そらまめ保育園すみだ横川	横川1-1-10	〃
82	ひらがなのツリーほいくえん	業平3-9-2	〃
83	キッズガーデン墨田八広	八広2-54-9	〃
84	ミアヘルサ保育園ひびき曳舟	東向島2-42-5	〃
85	石原ここわ保育園	石原3-5-7	〃
86	まなびの森保育園曳舟	京島1-44-17	〃
87	わらべ向島保育園	向島3-19-5	〃
88	わらべ向島保育園分園	向島4-2-14	〃
89	うれしい保育園八広	八広4-33-9	〃
90	にじいろ保育園向島	向島5-13-18	〃
91	まなびの森保育園八広	八広6-27-6	〃
92	アスク緑保育園	緑1-5-9	〃
93	グローバルキッズ八広園	八広5-5-12	〃
94	たんぼぼ保育所八広園	八広5-20-5	〃
95	キッズガーデン業平	業平3-1-6	〃
96	キッズガーデン第二墨田八広	八広6-34-1	〃
97	さくらさくらみらい東向島	東向島3-20-8	〃
98	A I A I N U R S E R Y 石原	石原4-37-4	〃
99	チェリッシュあおぞら保育園曳舟分園	京島1-36-1-1 F	〃
100	A I A I M I N I 小村井	立花5-24-11-1 F	〃
101	ぶどうの木保育室	東駒形4-4-8	〃
102	八広ぶどうの木保育室	八広6-37-5	〃
103	ちやのま保育園	横川4-9-8	〃
104	キャリー保育園東向島	東向島5-36-10	〃
105	未来っ子保育園東向島園	東向島5-18-1-1 F	〃
106	ちやのま保育園両国駅前園	緑1-20-12-101	〃
107	ル・アンジェ両国保育園	両国1-17-6	〃
108	かあかん保育室	八広3-31-7-104	〃
109	うーま保育室	墨田2-2-9-102	〃
110	A K E N 保育室	向島2-15-2-502	〃
111	日向明子（家庭的保育者）	緑3-20-8-702	〃
112	なのはな保育室	錦糸1-14-7-501	〃
113	長谷山嘉子（家庭的保育者）	立花2-21-10-105	〃
114	加代ママ保育室	東向島2-25-2	〃
115	めだか保育室	押上3-57-1	〃
116	はじめのいーぼ保育室	京島3-23-12	〃
117	つつみ保育室	東向島4-5-12-101	〃
118	古保保保育室	京島1-31-8	〃
119	梅村保保育室	緑2-14-5-603	〃
120	花島保保育室	向島4-1-4	〃
121	そらいろ保育室	京島2-7-7	〃
122	心夢保保育室	太平3-19-1-2 F	〃
123	ピノキオ幼児舎鐘ヶ淵園	堤通2-8-2	〃
124	こすもす保育園	錦糸1-14-7	〃
125	ポピンズナーサリースクールすみだ	太平4-1-2-2 F	〃
126	ゆらりん曳舟保育園	京島1-38-1	〃

幼稚園・保育園等			
番号	施設名称	所在地	所管課
127	マミーズエンジェル墨田みなみ保育園	亀沢4-24-13	子ども施設課
128	保育園 夢未来錦糸町園	太平3-3-12	〃
129	そらまめ東あずま駅前園	立花2-26-2	〃
130	はなみずき保育室	八広3-7-18	〃
131	子育てひろば・かあかのおうち	東向島6-16-10	〃
132	子育てステーション「こだち」	立花1-23-5	〃
133	キッズパートナー 菊川	菊川3-19-2	〃
134	にじいろ保育園 菊川	立川3-18-13	〃
135	グローバルキッズ曳舟保育園	京島3-62-5	〃
136	すこやか本所保育園	本所2-13-9	〃
137	墨田わんぱく保育園	亀沢3-24-1	〃
病院・診療所等			
番号	施設名称	所在地	所管
1	墨東病院	江東橋4-23-15	保健計画課
2	東京曳舟病院	東向島2-27-1	〃
3	山田記念病院	石原2-20-1	〃
4	墨田中央病院	京島3-67-1	〃
5	中村病院	八広2-1-1	〃
6	同愛記念病院	横網2-1-11	〃
7	賛育会病院	太平3-20-2	〃
8	東京都済生会向島病院	八広1-5-10	〃
9	中林病院	東向島3-29-9	〃
10	梶原病院	墨田3-31-12	〃
11	東京都リハビリテーション病院	堤通2-14-1	〃
12	湘南メディカル記念病院	両国2-21-1	〃
13	大岩医 院	向島4-22-3	〃
14	増田耳鼻咽喉科	東向島6-6-2	〃
15	大倉医 院	墨田1-10-4	〃
16	高石内科胃腸科	文花1-21-1	〃
17	高石整形外科医 院	文花1-21-9	〃
18	つばさクリニック	両国3-21-1	〃
19	両国東口クリニック	両国3-21-1 8F	〃
20	菊川橋クリニック	菊川2-11-1	〃
21	新江東橋クリニック	錦糸1-7-13	〃
22	立花クリニック	立花1-23-3	〃
小・中学校、教育施設等			
番号	施設名称	所在地	所管課
1	緑小学校	緑2-12-12	庶務課
2	外手小学校	本所2-1-16	〃
3	二葉小学校	石原2-1-5	〃
4	錦糸小学校	錦糸1-9-12	〃
5	中和小学校	菊川1-18-10	〃
6	言問小学校	向島5-40-14	〃
7	小梅小学校	向島2-4-10	〃
8	柳島小学校	横川5-2-30	〃
9	業平小学校	業平2-4-8	〃
10	両国小学校	両国4-26-6	〃
11	横川小学校	東駒形4-18-4	〃

小・中学校、教育施設等			
番号	施設名称	所在地	所管課
12	菊川小学校	立川4-12-15	庶務課
13	第三吾嬭小学校	八広2-36-3	〃
14	第四吾嬭小学校	京島3-64-9	〃
15	第一寺島小学校	東向島1-16-2	〃
16	第二寺島小学校	東向島4-30-2	〃
17	第三寺島小学校	東向島6-8-1	〃
18	曳舟小学校	京島1-28-2	〃
19	中川小学校	立花5-49-4	〃
20	東吾嬭小学校	立花4-22-11	〃
21	押上小学校	押上3-46-17	〃
22	八広小学校	八広5-12-15	〃
23	隅田小学校	墨田4-6-5	〃
24	立花吾嬭の森小学校	立花1-18-6	〃
25	梅若小学校	墨田2-25-1	〃
26	墨田中学校	向島4-25-22	〃
27	本所中学校	東駒形3-1-10	〃
28	両国中学校	横網1-8-1	〃
29	竪川中学校	亀沢4-11-15	〃
30	錦糸中学校	石原4-33-14	〃
31	吾嬭第二中学校	八広4-4-4	〃
32	寺島中学校	八広1-17-15	〃
33	吾嬭立花中学校	立花5-48-2	〃
34	文花中学校	文花1-22-7	〃
35	桜堤中学校	堤通2-19-1	〃
36	ステツプ学級	吾妻橋2-18-12	指導室

合計 488施設

VIII-09：水防上注意を要する箇所等一覧（本冊 P400）

(1) 重要水防箇所

(令和5年度)

河川名	左右岸	位置	延長 (m)	理由	所管
荒川	右	墨田五丁目	56	・旧川跡	国
		墨田四丁目（四ツ木橋）	17	・計算水位と桁下高の差が堤防の計画余裕高未満（四ツ木橋）	
		八広六丁目	32	・堤体の変状が生じるおそれ有り	

(2) 水防上注意を要する箇所

(令和5年度)

河川名	左右岸	位置	延長 (m)	理由	所管
北十間川	右	立花三丁目 （小原橋）	20	工事施工箇所	都

Ⅷ-11：被害報告書（本冊 P401）

被害報告表

都道府県名		県等コード		第 報	報告者		年 月 日 時現在	
					調査率	%	気象コード*	
異常気象名		災害発生日			自 月 日；至 月 日			
気象データ	市町村名 (観測所)	連続雨量最大： (観測所)			被災中心地： (観測所)			
	連続雨量	mm	日 時～	日 時	mm	日 時～	日 時	
	最大日雨量	mm	日 時～	日 時	mm	日 時～	日 時	
	最大時間雨量	mm	日 時～	日 時	mm	日 時～	日 時	
	最大平均風速	m/時	日 時 分～	時 分	m/時	日 時 分～	時 分	
	その他							
工 種	都 道 府 県 工 事		市 町 村 工 事		計			
	箇所数	金額（千円）	箇所数	金額（千円）	箇所数	金額（千円）		
河 川								
海岸（港湾にかかるもの）								
海岸（その他）								
砂 防 設 備								
地すべり防止施設								
急傾斜地崩壊防止施設								
道 路								
橋 梁								
港 湾								
下 水 道								
公 園								
計								

Ⅷ-12：雨雪対応隊別分担（本冊 P404）

- | | |
|-----|------------------------------------|
| 1 | 雨雪対応本部長
総括指揮 |
| 2 | 庶務隊 |
| (1) | 庶務班 |
| ア | 気象情報の収集 |
| イ | 判定会議の開催 |
| ウ | 本部長発令の伝達 |
| エ | 被害情報の集約及び取りまとめ |
| オ | 各隊の活動状況の把握 |
| カ | 雨雪対応資機材の調達・整備 |
| キ | 雨雪対応活動報告書の作成 |
| ク | 東京都総合防災情報システム（D I S）の入力 |
| ケ | 地下空間管理者への気象情報等の提供 |
| (2) | 巡検班 |
| ア | 工事箇所の安全対策 |
| イ | 河川、道路、公園等のパトロール |
| ウ | 陳情箇所のパトロール及び応急処置 |
| エ | 公共土木施設（占用物件含む。）の安全対策並びに被害状況の調査及び報告 |
| オ | 被害発生箇所の応急復旧工事 |
| カ | 被害状況の記録及び報告 |
| 3 | 巡検隊 |
| (1) | 第1班 |
| 2 | (2) 庶務隊巡検班と同様の業務内容 |
| (2) | 第2班 |
| 2 | (2) 庶務隊巡検班と同様の業務内容 |

Ⅷ-13：水害時避難場所一覧（本冊 P411）

（令和6年1月1日現在）

番号	水害時避難場所	住所	電話番号	使用できる階	
				洪水・高潮	雨水出水
1	両国小学校	両国4-26-6	3634-7876	2階以上	2階以上
2	緑小学校	緑2-12-12	3634-6876	2階以上	2階以上
3	中和小学校	菊川1-18-10	3634-7476	2階以上	全階
4	菊川小学校	立川4-12-15	3634-8176	2階以上	全階
5	錦糸小学校	錦糸1-9-12	3625-0311	2階以上	2階以上
6	柳島小学校	横川5-2-30	3625-0325	2階以上	2階以上
7	業平小学校	業平2-4-8	3625-0331	2階以上	2階以上
8	言問小学校	向島5-40-14	3625-0315	—	2階以上
9	墨田中学校	向島4-25-22	3625-0351	2階以上	全階
10	小梅小学校	向島2-4-10	3625-0321	2階以上	2階以上
11	本所中学校	東駒形3-1-10	3625-0355	2階以上	2階以上
12	横川小学校	東駒形4-18-4	3625-0335	2階以上	全階
13	外手小学校	本所2-1-16	3625-0301	2階以上	2階以上
14	両国中学校	横網1-8-1	3625-0361	2階以上	全階
15	二葉小学校	石原2-1-5	3625-0305	2階以上	2階以上
16	錦糸中学校	石原4-33-14	3625-0375	2階以上	2階以上
17	堅川中学校	亀沢4-11-15	3625-0365	2階以上	2階以上
18	立花吾嬬の森小学校	立花1-18-6	3618-4911	—	2階以上
19	立花幼稚園他	立花1-25-9他	3618-4419	—	全階
20	東吾嬬小学校	立花4-22-11	3617-8323	—	2階以上
21	吾嬬立花中学校	立花5-48-2	3616-2271	—	2階以上
22	中川小学校	立花5-49-4	3617-7921	—	2階以上
23	木下川吾亦紅	東墨田2-15-2	5247-4165	—	2階以上
24	八広地域プラザ	八広4-35-17	6657-0471	—	2階以上
25	八広小学校	八広5-12-15	3614-6911	—	2階以上
26	吾嬬第二中学校	八広4-4-4	3617-2180	—	2階以上
27	寺島中学校	八広1-17-15	3617-0537	—	2階以上
28	第三吾嬬小学校	八広2-36-3	3617-7513	—	全階
29	第四吾嬬小学校	京島3-64-9	3617-0232	—	2階以上
30	曳舟小学校	京島1-28-2	3617-7617	—	2階以上
31	文花中学校	文花1-22-7	3617-0264	—	2階以上
32	押上小学校	押上3-46-17	3617-8325	—	2階以上
33	第一寺島小学校	東向島1-16-2	3614-0103	—	2階以上

番号	水害時避難場所	住所	電話番号	使用できる階	
				洪水・高潮	雨水出水
34	第三寺島小学校	東向島6-8-1	3614-0201	—	2階以上
35	第二寺島小学校	東向島4-30-2	3614-0105	—	2階以上
36	梅若小学校	墨田2-25-1	3614-6913	—	2階以上
37	隅田小学校	墨田4-6-5	3614-0203	—	2階以上
38	桜堤中学校	堤通2-19-1	3616-5630	全階	全階
39	墨田区総合運動場	堤通2-11-1	3611-9070	2階以上	2階以上

※「—」としている施設は、上記の条件を満たしていないため、「洪水・高潮」における水害時避難場所としては開設しない。

※「雨水出水」における水害時避難場所は、「隅田川及び新河岸川浸水予想区域図（令和3年3月公表）」及び「江東内部河川浸水予想区域図（令和2年3月公表）」において、想定浸水深が3m未満の施設を対象としている。

※「使用できる階」は各想定において、浸水しないと想定している階を示している。

VIII-14：警戒レベルと取るべき行動（本冊 P411）

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)		
警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)		
				浸水の情報(河川)		土砂災害の情報(雨)
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	5 相当	氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~						
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3 相当	氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2 相当	氾濫注意情報	——
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1 相当	——	——

市区町村長は、河川や雨の情報(警戒レベル相当情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等(警戒レベル)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

〈内閣府「防災情報のページ」抜粋〉



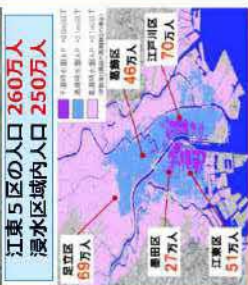
Ⅷ-15：江東5区大規模水害広域避難計画（概要）（本冊 P416）

江東5区大規模水害広域避難計画 概要

大規模水害による犠牲者ゼロのために『自主的に早めの広域避難』

I. 江東5区では広域避難が必要です

- 地球温暖化の影響で、巨大な台風や今までにないような激しい豪雨等により、高潮や洪水による大規模水害が世界各地で発生しています。
- 多くの地域が海抜位以下のゼロメートル地帯である江東5区（墨田区、江東区、足立区、葛飾区、江戸川区）で大規模水害が発生すれば、江東5区のほとんどが浸水します。床上浸水となる浸水想定区域内の居住人口は250万人（同一住人口の9割以上）にも及びます。
- 浸水が継続する時間長期間（2週間以上）にも及び地域があります。二次的な人的被害リスクが高まります。



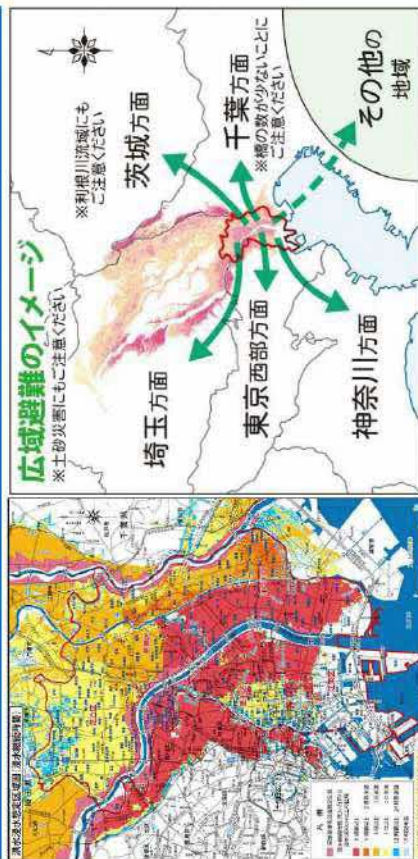
II. 対象とする水害・想定している事態は？

- ① 対象とする水害
  - この計画が対象としている水害は、今までに経験したことがないような巨大台風による高潮氾濫や、長期間の豪雨による荒川及び江戸川の大規模洪水氾濫です。
- ② 想定している事態
  - 浸水の深さが最大で約10メートルも浸水する地域や、氾濫流により家屋の倒壊・流出のおそれがある区域（堤防沿い等）もあります。
  - 江東5区は河川に囲まれており、広域避難をするためには橋を渡る必要があります。人が集まる駅や橋梁のようなところでは大混雑が生じ、群集雪崩や転倒し等の大事故が発生するおそれがあります。
  - 巨大台風の接近に伴う風雨により、電車のダイヤが乱れたり運行が停止し、避難することが困難になるおそれがあります。
  - 浸水想定区域の居住人口が膨大であるため、多くの人が浸水区域内にとどまると救助が難航し、すべての人を救助しきれません。



IV. 避難の方法は - 自主的な早めの広域避難を -

- ⑤-1 避難行動及び避難場所（要配慮者※以外）
  - ※要配慮者：高齢者、障害者、乳幼児その他の時に配慮を要する者
  - 自ら情報を収集、判断し、早めに広域避難しましょう。
  - まずは各自が確保した避難施設（親戚・知人宅や宿泊施設等）に避難しましょう。
  - 現段階では、公的な広域避難場所は確保できていません。
  - 域内垂直避難指示（緊急）が発令された場合は、広域避難を中止して、想定される浸水深よりも高い自宅の居室や施設にとどまってください。
- ⑤-2 避難手段（要配慮者以外）
  - 自主的広域避難（24時間前までを想定）では、徒歩、電車のほかに自動車での避難も可能です。
  - 広域避難勧告の発令後は、電車又は徒歩で移動するようにしてください。
  - 多くの人が一斉に自動車移動すると渋滞が発生し、避難が間に合わない可能性がります。また、自ら移動が困難な人の自動車による避難を妨げてしまう可能性があります。
- ⑥-1 避難行動及び避難場所（要配慮者）
  - 要配慮者以外と同様に、可能な限り早い段階で自主的広域避難をしましょう。
  - ただし、入所者及び福祉施設の入所者で、短距離、長距離問わず移動するものに負担がかかる場合は、想定される浸水深よりも上階の屋内で安全を確保してください。
  - 在宅の自ら移動が困難な人であっても、救助活動を効果的に行うため、可能な限り近距離の避難施設へ避難してください。ただし、外出も困難な場合は、福祉施設と同様に安全を確保したうえで備蓄等をおこなってください。
- ⑥-2 避難手段（要配慮者）
  - 電車又は徒歩による移動が困難な人及びその付添者については、自動車での避難も可能です。



※洪水・浸水想定区域図（浸水継続時間）  
※荒川と江戸川の浸水想定区域を重ね合わせた場合

III. 広域避難の対象と避難勧告等について

- ③ 広域避難が必要とされる地域及び対象者
  - 広域避難が必要な地域は、高潮及び荒川と江戸川の洪水による想定最大規模の浸水想定区域に含まれている地域です。
  - 堤防が決壊する前に、実際に浸水する範囲を絞り込むことができませぬ。そのため、浸水想定区域内のすべての住民を広域避難の対象者とします。
- ④ 広域避難勧告・域内垂直避難指示（緊急）等の発令
  - 自主的広域避難情報の発信と広域避難勧告・域内垂直避難指示（緊急）の発令基準は裏面のとおりです。



江東5区大規模水害広域避難計画 概要

広域避難勧告・域内垂直避難指示（緊急）等の発令基準

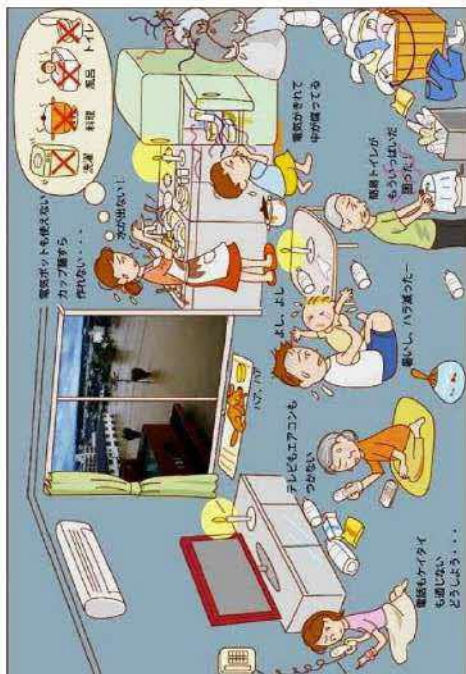
発令段階	想定時間	発令基準
I. 共同検討開始 (江東5区による検討)	氾濫発生 の72時間 前を想定	以下のいずれかの条件に合致した場合に検討を開始します。 ①72時間先の台風予報において、中心気圧930hPa以下の台風予報田が東京地方を占むと予測された場合。 又は、 ②洪水に関連する情報として、荒川流域での3日間の平均雨量が概ね400mmを超える可能性があると予測され、江東5区に情報提供があった場合。 又は、 ③江東5区の区長いずれかからの発議があった場合。
II. 自主的広域避難 連絡（広域避難の呼びかけ）	氾濫発生 の72～24 時間前を 想定	以下のいずれかの条件に合致した場合に情報を発信します。 ①48時間先の台風予報において、中心気圧930hPa以下の台風予報田が東京地方を含み、かつ、東京都（東京地方）に高潮警報発表の可能性が高いと予測された場合。 又は、 ②洪水に関連する情報として、荒川流域3日間積算流域平均雨量が概ね500mmを超える可能性があると予測され、江東5区に情報提供があった場合。 又は、 ③江東5区の区長の判断。
III. 広域避難勧告	氾濫発生 の24～9 時間前を 想定	以下のいずれかの条件に合致した場合に発令します。 ①930hPa以下の台風が概ね24時間以内に東京湾から神奈川県付近を含む地域へ到達すると予測され、気象庁が高潮特別警報を発表する可能性に関する記者会見を行う場合、又は、江東5区に高潮注意警報が発表されており、当該注意警報において堤防の天端高を越える最高潮位が予測されている場合。 又は、 ②洪水に関連する情報として、荒川流域3日間積算流域平均雨量が概ね600mmを超える可能性があると予測され、江東5区に情報提供があった場合。 又は、 ③江東5区の区長の判断。
IV. 域内垂直避難 指示（緊急）	氾濫発生 の9～0 時間前を 想定	以下のいずれかの条件に合致した場合に発令します。 ①Ⅲの状態で見据えれば高潮特別警報が発表された場合。 又は、 ②荒川が氾濫危険水位に達し、更なる水位上昇が見込まれる旨が通知された場合。 又は、 ③江東5区の区長の判断。

①高潮氾濫を見据えた条件  
②洪水氾濫を見据えた条件  
③①、②に促われない必要ない場合に発令することを想定した条件  
※本発令基準は現時点で考えられる基準として時間軸で整理したものであり、今後実際の運用等を重ねていく場合があります。

V. 日頃から備えましょう

- 広域避難先（親戚・知人宅や宿泊施設等）を確保しましょう。
- 広域避難に備えて携行品について準備しましょう。
- 広域避難が困難な人や施設管理者は、浸水区域内にとどまることに備えた備蓄をしましょう。
- 自ら移動が困難な人やその付添者は、利用可能な避難施設までの移動手段や、広域避難する際の自動車の確保等について検討しましょう。

**広域避難せずに自宅にとどまるイメージ図のようなことが起こりますか？**  
台風が発生する暑い時期に2週間以上も耐えられるでしょうか？



自宅にとどまるイメージの生活環境イメージ  
(出典：大規模水害対策に関する専門調査報告 参考資料1-2 平成22年4月)

VI. 行政としての今後の課題

- 関係機関の役割・連携体制
  - 広域避難の課題を解決し、実効性を確保するために、国・都が設置した「首都圏における大規模水害広域避難検討会」と連携し、江東5区として取り組みを継続します。
- 治安対策
  - 避難により留守となった住居・施設への侵入窃盗防止対策のため、鍵かけなどの啓発とパトロールの徹底等について検討します。
- 意識の共有・啓発
  - 浸水想定区域の住民及び社会全体が、大規模水害への理解を深め、自主的な避難行動を行う社会の実現を目指します。



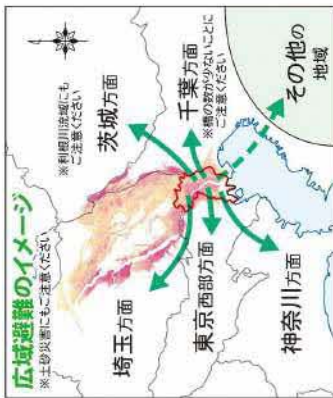
**大規模水害が起きる可能性がある場合には、江東5区のほぼ全域に広域避難勧告が発令されます。各区からの情報に注意して、適切な避難行動を取ってください。**

**江東5区で発令する避難情報について**

- 7:24時間前 (31日前)** 共同検討開始  
江東5区が共同で、大規模水害への対応について検討します。
- 4:8時間前 (21日前)** 自主的広域避難情報を発表します  
広域避難勧告を発令する前に、自主的に江東5区外の安全な場所への避難を呼びかけます。
- 2:4時間前 (11日前)** 広域避難勧告を発令します  
区長が、江東5区外の地域への避難を勧告します。
- 9時間前 (1日前)** 域内垂直避難指示(緊急)を発令します  
広域避難をすすめる時間的な根拠がないと判断した際に、垂直避難行動をとるよう各区長が指示を出します。  
大規模水害発生後、浸水しなかった区域の住民は、速やかに帰宅してください。

江東5区では、非浸水地域の自治体と避難の受け入れについての協議を進めています。具体的な場所はまた特定できていません。避難場所を開設できたとしても限りがあり、また避難してアライバナーを確保することも難しいです。そのため、早めに浸水しない地域の親戚・知人宅やホテル、民宿、勤務先等の避難先へ避難しましょう。

**江東5区外の親戚・友人宅等の避難先を確保をお願いします。**



**避難の方法**

**徒歩・自転車での避難**  
雨風が強まる前に利用する交通機関の最新の情報を取得し、早めに避難を開始してください。

**自動車での避難**  
1日以上に避難する(自主避難)場合：誰でも車で避難可能  
1日前に広域避難勧告の発令があった場合：誰でも車で避難可能  
避難行動要支援者やその付添者は車で避難可能  
自動車での避難は、大渋滞が起き、避難が間に合わなくなってしまうため、身が不自由な要配慮者とその付添者以外の方は、広域避難勧告が発令後に自動車での避難を断念するのは、ご遠慮ください。

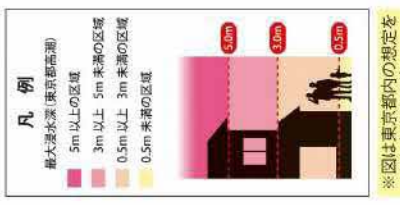
**江東5区外への広域避難について**  
浸水しない地域の親戚、友人、知人宅などに避難させてもらえないか検討する。  
もし避難できる親戚、友人、知人宅などのあてがあれば、事前にお断りをしておく。  
民間の宿泊施設へ避難する。  
江東5区は関係機関と協議して、公的な避難先も決めています。

**自宅に留まらざるを得ない時の屋内安全確保のポイント**  
○2週間以上の浸水に備えて、水・食料・簡易トイレ・車上コンロ・充電器等を、あらかじめ用意しておく。  
○浸水を防ぐため、浸水する階の電化製品等は、浸水しない階まで上げる。  
○避難を防ぐため、浸水する階の電化製品のコンセントは抜いて、ブレーカーも落とす。

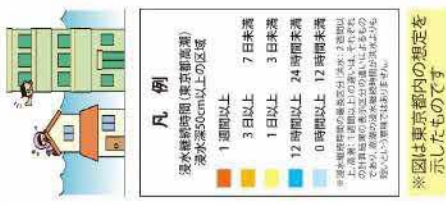
**高潮による氾濫について**

江東5区大規模水害ハザードマップは、荒川と江戸川が氾濫した場合の想定を示したものです。しかし、中心気圧930hPa以下の猛烈な台風が東京に接近した場合には、高潮が発生して、江東5区のほぼ全域が浸水するおそれがあります。高潮が発生するおそれがある時は、江東5区が早い段階で広域避難勧告を発令し、避難を呼びかけますので、区からの情報に注意してください。

**高潮浸水想定区域図 (浸水深)**



**高潮浸水想定区域図 (浸水継続時間)**

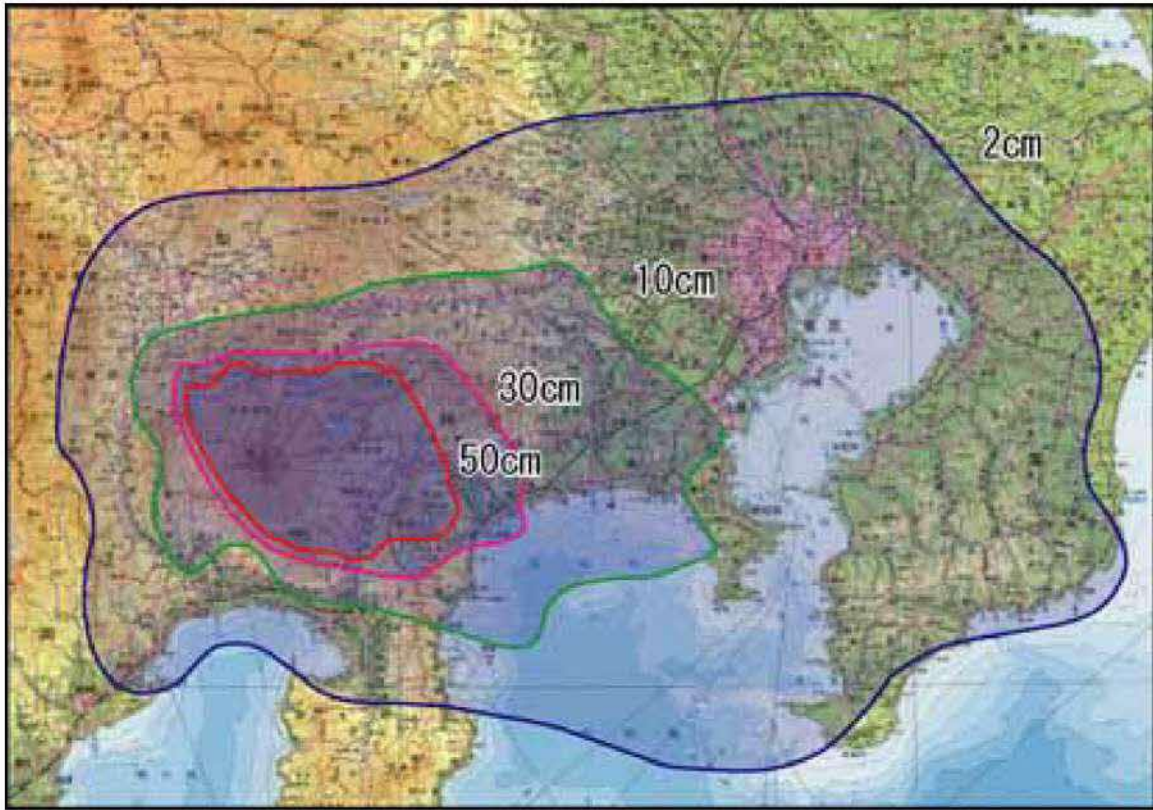


高潮浸水想定区域図(浸水深、浸水継続時間)  
・我が国は往時最大規模の台風(神戸台風級:910hPa)を想定  
・高潮時に最大の高潮を発生させるような台風の経路を想定  
・高潮の発生時に引退の洪水を考慮  
・最悪の事態を想定し、建設費の体系を決定  
※下図は、東京府知事局・建設局の高潮浸水想定区域図を基に作成したものです。  
詳細図は、東京府知事局・建設局のホームページからご覧いただけます。

# Ⅸ その他



IX-01 : 降灰予想図 (本冊 P7)



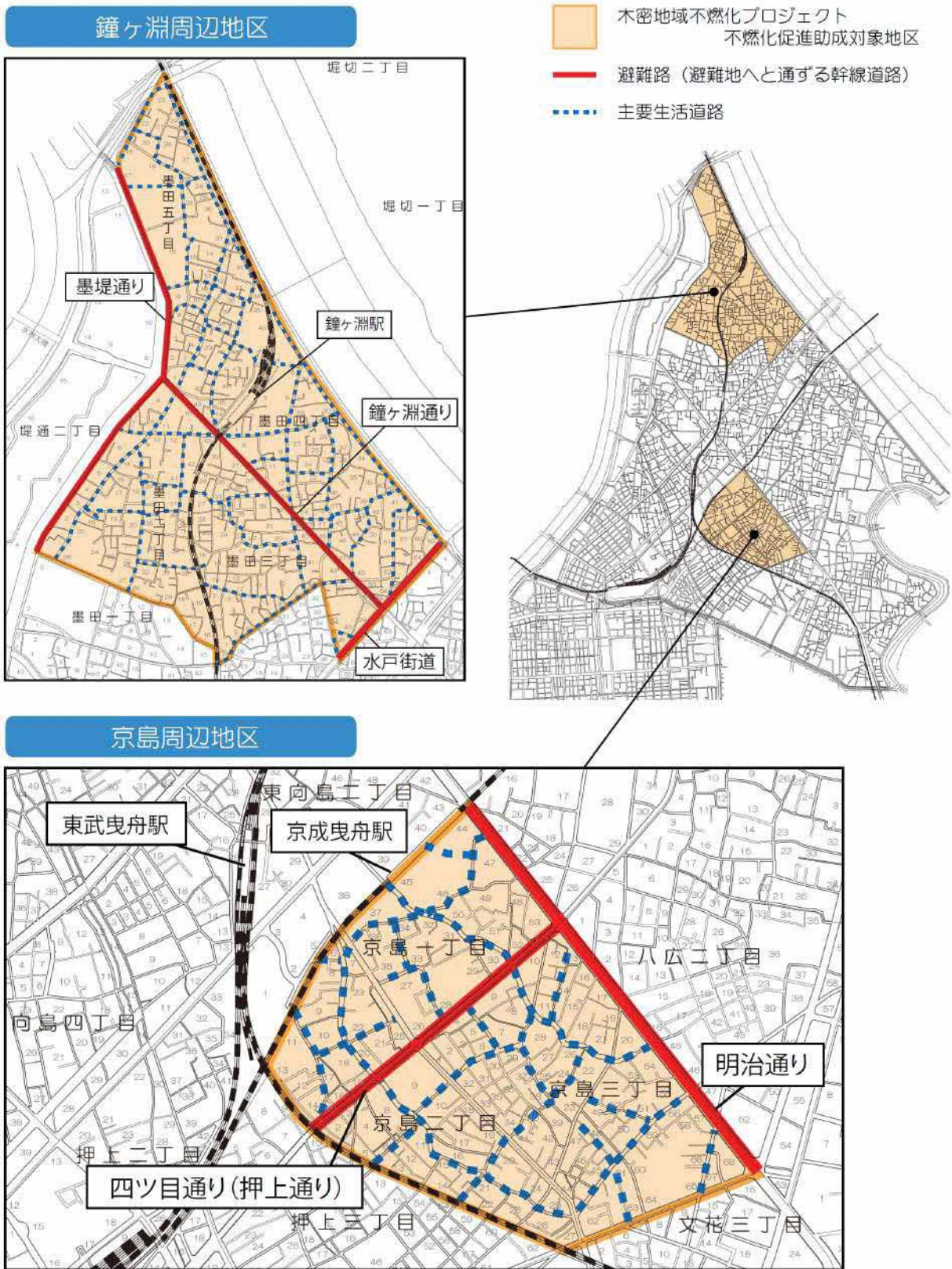
(出典 富士山火山広域防災対策基本方針より)

IX-02：東京消防庁災害時支援ボランティアの概要（本冊 P37）

機 関 名	要 件	活 動 内 容
東京消防庁	<p>原則、東京消防庁管轄区域内に居住する者又は東京消防庁管轄区域に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある 15 歳(中学生を除く。)以上の者で次のいずれかの要件を満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 応急救護に関する知識を有する者</li> <li>2 過去に消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者</li> <li>3 元東京消防庁職員</li> <li>4 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時                     <p>災害には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援や、応急救護活動などを実施。</p> </li> <li>2 平常時                     <p>消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。</p> <p>チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施。</p> </li> </ol>



IX-03：不燃化推進特定整備地区（本冊 P51）



区-04：不燃化助成対象区域（本冊 P51）

**A. 不燃建築物建築促進助成事業**

対象地	大震災による火災が重大し、施設全体が焼失になった場合に避難する場所のことです。	文花地区
道路	避難地へと通ずる幹線道路のことです。	鐘ヶ淵通り地区、鐘ヶ淵通り第二地区、鐘ヶ淵通り地区、押上通り地区、明治通り地区、八広はなみき通り地区、八広中央通り地区、新あすき通り地区
防災活動拠点	災害時の情報収集、避難の誘導、初動防災活動等の基地となる場所のことです。	第一寺島小、第二寺島小、第三寺島小、旧舟小、菅間小、旧木下川小、立花香端の森小、押上小、第三香端の森小、第四香端小、第五香端小、第六香端小、第七香端小、第八香端小、第九香端小、第十香端小、第十一香端小、第十二香端小、第十三香端小、第十四香端小、第十五香端小、第十六香端小、第十七香端小、第十八香端小、第十九香端小、第二十香端小、第二十一香端小、第二十二香端小、第二十三香端小、第二十四香端小、第二十五香端小、第二十六香端小、第二十七香端小、第二十八香端小、第二十九香端小、第三十香端小、第三十一香端小、第三十二香端小、第三十三香端小、第三十四香端小、第三十五香端小、第三十六香端小、第三十七香端小、第三十八香端小、第三十九香端小、第四十香端小、第四十一香端小、第四十二香端小、第四十三香端小、第四十四香端小、第四十五香端小、第四十六香端小、第四十七香端小、第四十八香端小、第四十九香端小、第五十香端小、第五十一香端小、第五十二香端小、第五十三香端小、第五十四香端小、第五十五香端小、第五十六香端小、第五十七香端小、第五十八香端小、第五十九香端小、第六十香端小、第六十一香端小、第六十二香端小、第六十三香端小、第六十四香端小、第六十五香端小、第六十六香端小、第六十七香端小、第六十八香端小、第六十九香端小、第七十香端小、第七十一香端小、第七十二香端小、第七十三香端小、第七十四香端小、第七十五香端小、第七十六香端小、第七十七香端小、第七十八香端小、第七十九香端小、第八十香端小、第八十一香端小、第八十二香端小、第八十三香端小、第八十四香端小、第八十五香端小、第八十六香端小、第八十七香端小、第八十八香端小、第八十九香端小、第九十香端小、第九十一香端小、第九十二香端小、第九十三香端小、第九十四香端小、第九十五香端小、第九十六香端小、第九十七香端小、第九十八香端小、第九十九香端小、第一百香端小

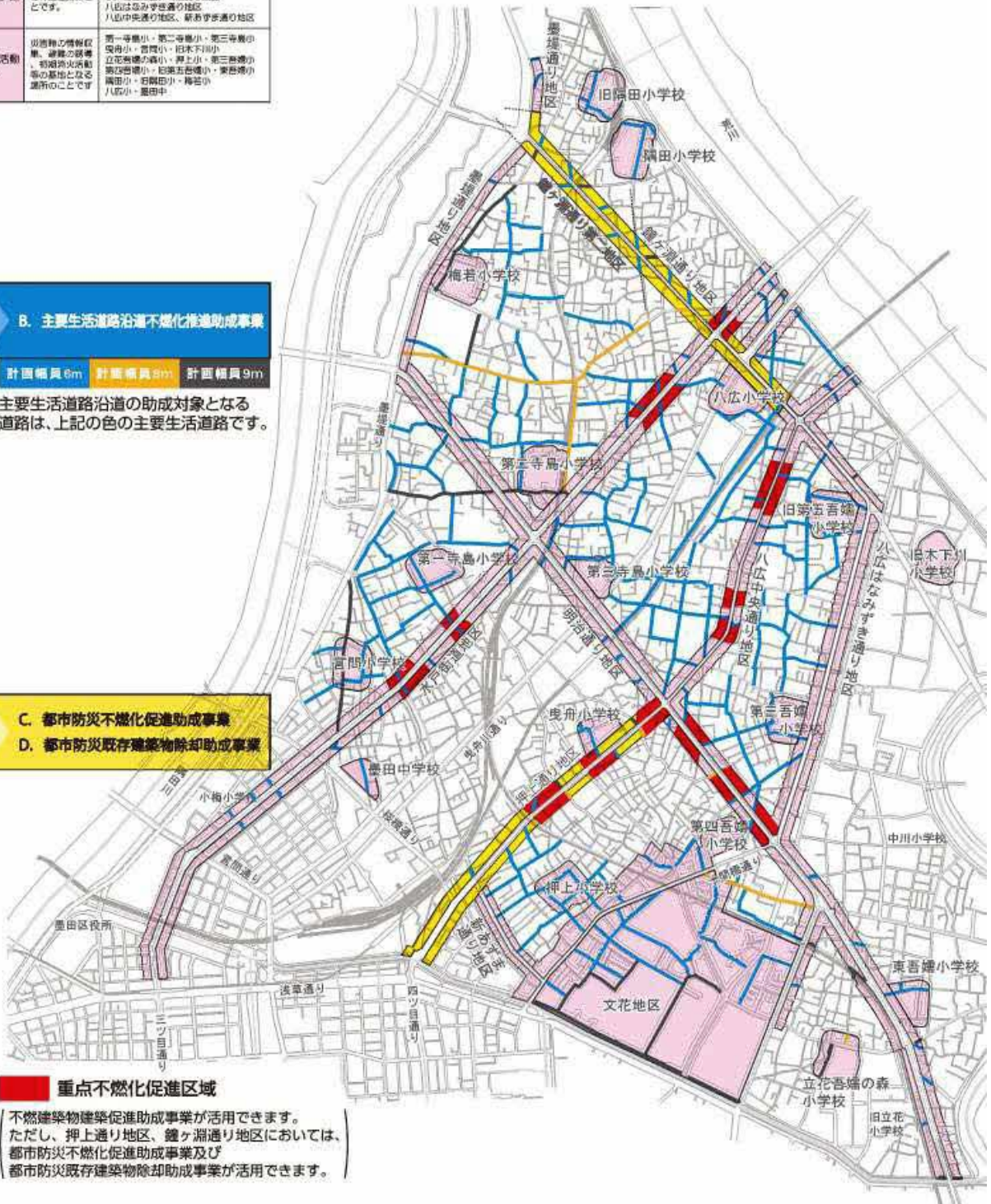
**B. 主要生活道路沿道不燃化推進助成事業**

計画幅員6m 計画幅員8m 計画幅員9m

主要生活道路沿道の助成対象となる道路は、上記の色の主要生活道路です。

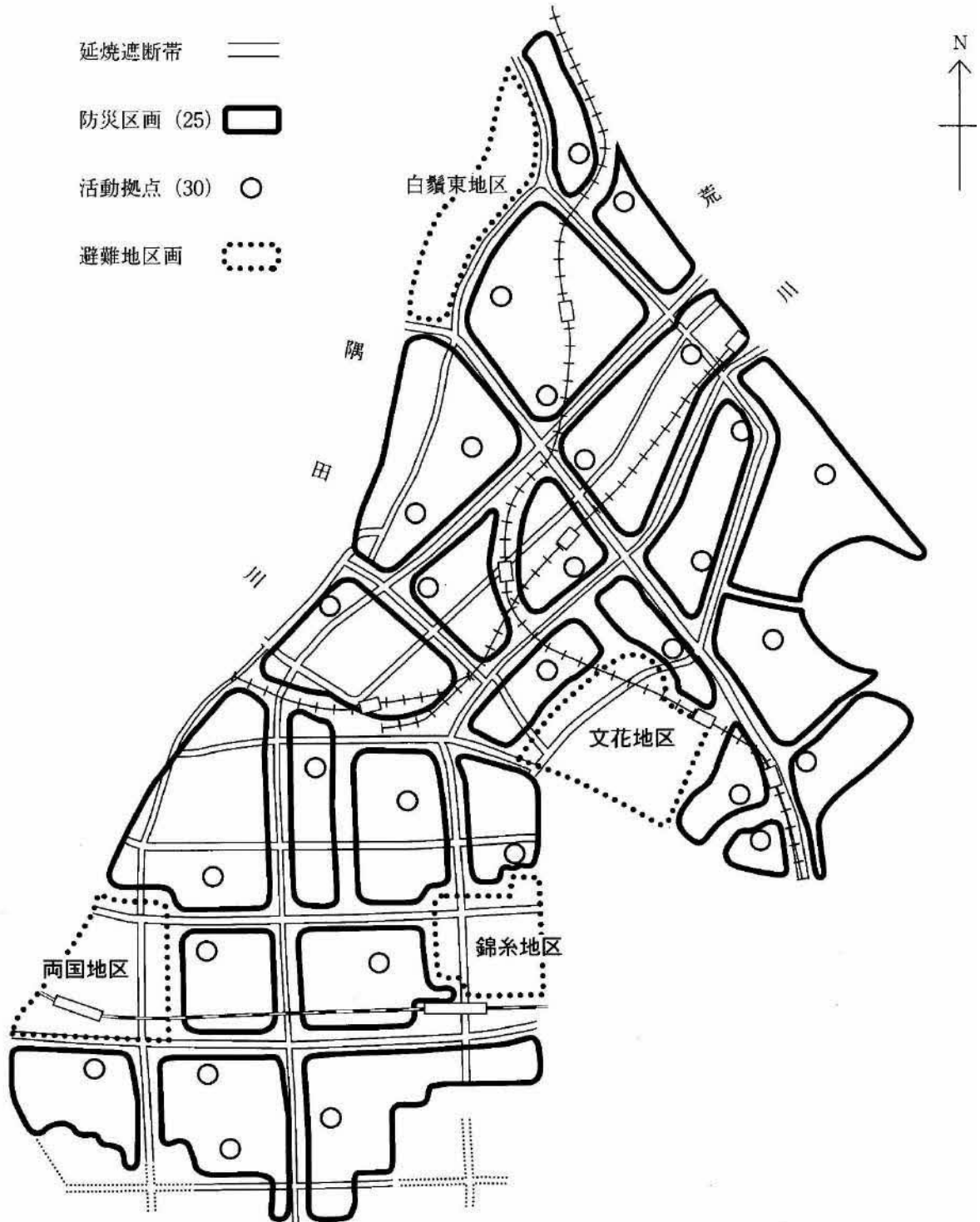
**C. 都市防災不燃化促進助成事業**  
**D. 都市防災既存建築物除却助成事業**

**重点不燃化促進区域**  
不燃建築物建築促進助成事業が活用できます。ただし、押上通り地区、鐘ヶ淵通り地区においては、都市防災不燃化促進助成事業及び都市防災既存建築物除却助成事業が活用できます。





IX-06：防災区画図（本冊 P51）



IX-07：社会公共施設現況（本冊 P56）

令和6年1月1日現在

	施設名称	施設数	棟数	新耐震 適用施設	構造別		
					耐火構造	非耐火構造	木造
①	災害応急対策拠点施設	10	5	4	5		
	庁舎	1	1	1	1		
	出張所	5					
	土木事務所	1	1		1		
	清掃事務所	3	3	3	3		
②	教育施設	43	82	32	82		
	小学校	25	53	17	53		
	中学校	10	24	12	24		
	旧学校	2	2	1	2		
	幼稚園	6	3	2	3		
③	二次避難所予定施設	6	3	3	3		
	特別養護老人ホーム	3	3	3	3		
	高齢者在宅サービスセンター	3					
④	医療救護所予定施設	2	2		2		
	保健センター	2	2		2		
⑤	要配慮者施設	55	31	19	31		
	保育園	28	12	7	12		
	児童館	12	10	4	10		
	母子生活支援施設	1	1	1	1		
	福祉施設	7	3	2	3		
	障害者支援施設	3	3	3	3		
	子育て相談センター	3	1	1	1		
	ボランティアセンター	1	1	1	1		
⑥	住宅施設	30	20	19	20		
	区民住宅	13	4	3	4		
	コミュニティ住宅	17	16	16	16		
⑦	体育施設	9	8	7	8		
⑧	地域施設	23	13	12	13		
	図書館	4	1	1	1		
	地域プラザ	2	3	3	3		
	地域産業施設	17	9	8	9		
⑨	その他施設	42	23	22	22		1
	職員住宅	1	1	1	1		
	集会所	26	10	9	10		
	コミュニティ会館	3	2	2	2		
	地域会館	2	1	1	1		
	リサイクルセンター	2	1	1	1		
	地域防災施設	2	2	2	1		1
	その他	6	6	6	6		

## IX-08：指定文化財所在地（本冊 P59）

### 1. 国指定文化財

令和6年1月1日現在

指 定 種 別	名 称	所 在 地
重要文化財（工芸品）	萌葱地葵紋付小紋染胴服1領 附今村家覚書 1巻	横網 1-4-1 江戸東京博物館  (令和5年度-令和7年度施設改修中)  (大規模改修工事中の所在地は埼玉県川口市領家5-14-36)
重要文化財（工芸品）	蔓梅擬目白蒔絵盆軸	
重要文化財（歴史資料）	阿蘭陀風説書	
重要文化財（歴史資料）	旧江戸城写真ガラス原板 29枚	
重要文化財（歴史資料）	壬申検査関係ステレオ写真ガラス原板 257点	
重要文化財（歴史資料）	エレキテル〈平賀家伝来〉	押上 1-1-2 郵政博物館
重要文化財（歴史資料）	エンボッシング・モールス電信機〈ペリー将来/米国製〉	
重要文化財（歴史資料）	ブレゲ指字電信機	
重要文化財（工芸品）	太刀〈額銘吉房〉	横網 1-12-9 刀剣博物館
重要文化財（工芸品）	太刀〈無銘福岡一文字〉附糸巻太刀拵	
国宝（工芸品）	太刀〈銘延吉〉	
重要文化財（工芸品）	太刀〈銘兼永〉	
国宝（工芸品）	太刀〈銘国行〉	
国宝（工芸品）	太刀〈銘国行〉	
重要文化財（工芸品）	太刀〈銘信房作〉	
重要文化財（工芸品）	太刀〈銘正恒〉 附黒漆太刀拵	
重要文化財（工芸品）	太刀〈銘備前国住人雲次/正和二二年十月日〉	
重要文化財（工芸品）	短刀〈無銘（伝貞宗）〉	
重要文化財（工芸品）	短刀〈銘宇都宮大明神相模国住人廣光/八幡大菩薩、文和五年卯月日〉	
重要文化財（工芸品）	短刀〈銘兼氏〉	
重要文化財（工芸品）	短刀〈銘光包（名物乱光包）〉	
重要文化財（工芸品）	短刀〈銘清綱〉	
重要文化財（工芸品）	短刀〈銘来国光（名物池田来国光）〉	
重要文化財（工芸品）	刀〈銘長曾禰興里入道帟徹〉	
重要文化財（工芸品）	刀〈銘津田越前守助広/延寶七年二月日〉	
名勝及び史跡	向島百花園	

### 2. 国登録有形文化財

令和6年1月1日現在

登 録 種 別	名 称	所 在 地
登録有形文化財（建造物）	照田家住宅主屋	緑 2-12-2
登録有形文化財（建造物）	割烹美家古向島本店店舗	向島 5-3-5
登録有形文化財（建造物）	墨田区立言問小学校校舎	向島 5-40
登録有形文化財（建造物）	墨田区立言問小学校講堂	向島 5-40

3. 東京都指定文化財

令和6年1月1日現在

指 定 種 別	名 称	所 在 地
有形文化財（彫刻）	銅造阿弥陀如来坐像	両国 2-8-10 回向院
有形文化財（歴史資料）	石造明暦大火横死者等供養塔	
有形民俗文化財	瓦製造用具 62 点 附製造瓦 6 点	横網 1-4-1 江戸東京博物館
旧跡	加藤千蔭墓	両国 2-8-10 回向院
旧跡	磬瀬京伝墓	
旧跡	磬瀬京山墓	
旧跡	赤穂浪士元禄義挙の跡	両国 3-13-9 本所松坂町公園
旧跡	中野撝謙墓	千歳 2-1-16 要津寺
旧跡	島男也墓	
旧跡	杉山和一墓	立川 1-4-13 弥勒寺
旧跡	朝川善庵墓	向島 3-12-15 常泉寺
旧跡	梅若塚	堤通 2-16-1 梅若公園
名勝	旧安田庭園	横網 1-12-1

4. 区指定文化財

令和6年1月1日現在

指 定 種 別	名 称	所 在 地
有形文化財（建造物）	旧小山家住宅	立花 6-13-17 立花大正民家園内
有形文化財（建造物）	多聞寺山門	墨田 5-31-13 多聞寺
有形文化財（建造物）	弘福寺本堂（大雄寶殿）	向島 5-3-2 弘福寺
有形文化財（絵画・典籍）	紙本着色梅若権現御縁起	堤通 2-16-1 木母寺
有形文化財（絵画）	絹本着色水野忠啓像 椿椿山筆（檜崎宗重コレクション）	亀沢 2-7-2 すみだ北斎美術館
有形文化財（絵画）	麻布油絵三宅康直像 高橋由一筆（檜崎宗重コレクション）	
有形文化財（絵画）	絹本着色佐久間象山塾居図 川上冬崖筆（檜崎宗重コレクション）	
有形文化財（絵画）	紙本淡彩山水図 高芙蓉筆（檜崎宗重コレクション）	
有形文化財（絵画）	紙本着色花卉図 深江蘆舟筆（檜崎宗重コレクション）	
有形文化財（絵画）	絹本着色峠茶屋図 蹄齋北馬筆（檜崎宗重コレクション）	
有形文化財（絵画）	紙本着色母子犬図 長沢蘆雪筆（檜崎宗重コレクション）	
有形文化財（絵画）	紙本着色耶馬溪真景図巻 森寛齋筆（檜崎宗重コレクション）	
有形文化財（絵画）	木版画 富嶽三十六景 武州玉川 葛飾北斎筆 錦絵大判（ピーター・モースコレクション）	
有形文化財（絵画）	木版画 牡丹に胡蝶 葛飾北斎筆 錦絵大判 （ピーター・モースコレクション）	
有形文化財（絵画）	木版画 寺島法泉寺詣 葛飾北斎筆 （ピーター・モースコレクション）	
有形文化財（絵画）	木版画 伊勢屋利兵衛板 新板浮絵江戸名所 葛飾北斎筆（ピーター・モースコレクション）	
有形文化財（絵画）	狂歌絵本（版本）初若菜 樵歌亭笛成序 葛飾北斎挿絵（ピーター・モースコレクション）	
有形文化財（絵画）	狂歌絵本（版本）さむたらかすみ 千穂庵三陀羅法師撰 葛飾北斎挿絵（ピーター・モースコレクション）	

指 定 種 別	名 称	所 在 地
有形文化財(絵画)	絹本着色五百羅漢図	向島 5-3-2 弘福寺
有形文化財(彫刻)	弘福寺の木造鐵牛禪師倚像 附蓮華形木板貼付銅鑄三十五尊	
有形文化財(歴史資料)	一勇斎歌川先生墓表（歌川国芳顕彰碑）	向島 2-5-17 三囲神社
有形文化財(歴史資料)	石造墨堤永代常夜燈	向島 5-1（隅田公園内）
天然記念物	飛木稲荷神社のイチョウ	押上 2-39-6 飛木稲荷神社



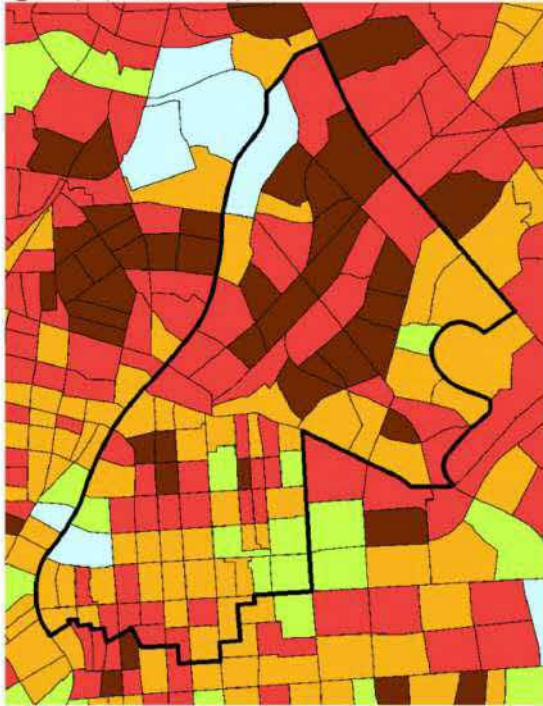
IX-09：地震に関する地域危険度測定調査結果（第9回）（本冊 P65）

町丁目名	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時 活動困 難係数	総合危険度		
	危険量	順位	ラン ク	危険量	順位	ラン ク		危険量	順位	ラン ク
	(棟/ha)			(棟/ha)				(棟/ha)		
吾妻橋1丁目	4.89	598	3	0.16	2,014	2	0.06	0.32	2,259	2
吾妻橋2丁目	5.62	453	3	0.20	1,780	2	0.07	0.41	1,835	2
吾妻橋3丁目	4.03	821	3	0.08	2,649	2	0.06	0.26	2,681	2
石原1丁目	7.50	220	4	0.43	1,142	3	0.08	0.63	1,139	3
石原2丁目	7.03	261	4	0.54	965	3	0.09	0.65	1,094	3
石原3丁目	7.09	256	4	0.33	1,345	2	0.08	0.62	1,156	3
石原4丁目	6.57	315	4	0.18	1,918	2	0.07	0.44	1,698	2
押上1丁目	4.56	685	3	0.11	2,410	2	0.08	0.36	2,072	2
押上2丁目	7.43	225	4	1.95	264	4	0.18	1.65	248	4
押上3丁目	11.58	30	5	14.66	7	5	0.27	7.10	9	5
亀沢1丁目	5.18	542	3	0.11	2,369	2	0.07	0.38	1,967	2
亀沢2丁目	4.68	652	3	0.07	2,766	2	0.07	0.33	2,239	2
亀沢3丁目	4.41	719	3	0.08	2,692	2	0.08	0.36	2,056	2
亀沢4丁目	4.04	817	3	0.10	2,426	2	0.09	0.35	2,110	2
菊川1丁目	7.66	210	4	0.39	1,227	2	0.07	0.60	1,194	3
菊川2丁目	8.36	158	4	0.76	727	3	0.11	0.98	638	3
菊川3丁目	5.49	485	3	0.23	1,658	2	0.09	0.52	1,431	2
京島1丁目	6.78	288	4	0.83	664	3	0.15	1.14	498	3
京島2丁目	19.52	1	5	17.77	3	5	0.21	7.95	5	5
京島3丁目	17.76	2	5	9.55	23	5	0.16	4.24	36	5
錦糸1丁目	2.55	1,395	2	0.03	3,593	1	0.08	0.20	3,183	1
錦糸2丁目	5.24	531	3	0.10	2,486	2	0.08	0.45	1,680	2
錦糸3丁目	5.68	444	3	0.10	2,427	2	0.06	0.36	2,079	2
錦糸4丁目	1.91	1,871	2	0.02	3,721	1	0.07	0.13	3,745	1
江東橋1丁目	3.68	921	3	0.04	3,228	1	0.07	0.25	2,787	2
江東橋2丁目	3.90	861	3	0.04	3,266	1	0.06	0.23	2,878	1
江東橋3丁目	1.97	1,815	2	0.02	3,725	1	0.06	0.12	3,841	1
江東橋4丁目	2.36	1,525	2	0.03	3,417	1	0.09	0.21	3,054	1
江東橋5丁目	3.26	1,083	3	0.06	3,028	1	0.07	0.25	2,801	2
墨田1丁目	3.63	940	3	0.11	2,339	2	0.14	0.51	1,461	2
墨田2丁目	10.88	44	5	3.41	124	4	0.22	3.22	75	5
墨田3丁目	14.52	9	5	17.38	4	5	0.24	7.74	6	5
墨田4丁目	11.59	29	5	5.05	73	5	0.27	4.54	29	5
墨田5丁目	9.40	94	4	4.98	76	5	0.24	3.51	66	5
太平1丁目	6.06	397	3	0.13	2,210	2	0.07	0.42	1,783	2
太平2丁目	8.28	167	4	0.36	1,291	2	0.07	0.60	1,195	3
太平3丁目	6.41	333	4	0.23	1,672	2	0.07	0.47	1,610	2
太平4丁目	3.92	857	3	0.06	2,987	1	0.09	0.36	2,060	2
立花1丁目	4.28	750	3	0.64	837	3	0.16	0.81	834	3
立花2丁目	10.89	43	5	6.15	51	5	0.23	3.89	50	5
立花3丁目	6.35	346	4	1.11	514	3	0.15	1.12	521	3
立花4丁目	6.63	310	4	0.69	797	3	0.14	1.01	610	3
立花5丁目	4.50	702	3	0.15	2,077	2	0.09	0.43	1,746	2
立花6丁目	6.04	401	3	0.79	700	3	0.14	0.93	691	3
立川1丁目	7.14	250	4	0.51	1,004	3	0.07	0.52	1,425	2
立川2丁目	7.17	246	4	0.25	1,585	2	0.06	0.47	1,602	2
立川3丁目	5.76	436	3	0.24	1,638	2	0.09	0.56	1,275	2
立川4丁目	6.37	341	4	0.18	1,878	2	0.06	0.40	1,905	2
千歳1丁目	3.52	978	3	0.02	3,831	1	0.11	0.39	1,945	2
千歳2丁目	3.65	937	3	0.08	2,722	2	0.09	0.33	2,231	2

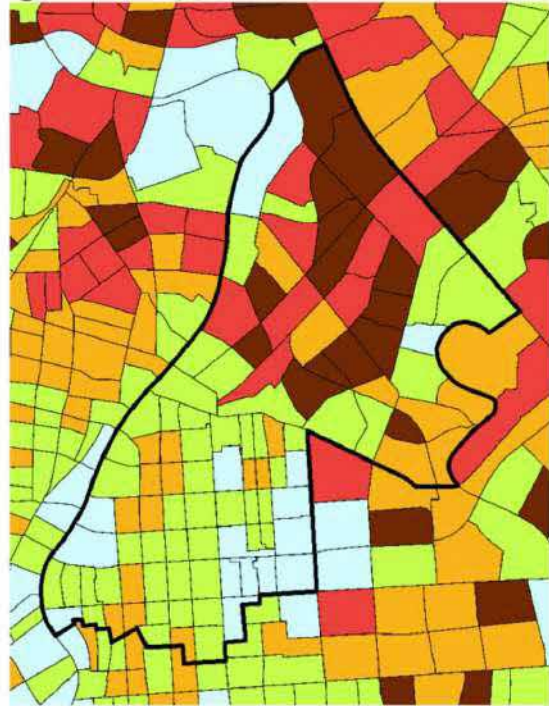
町丁目名	建物倒壊危険度			火災危険度			災害時活動困難係数	総合危険度		
	危険量	順位	ランク	危険量	順位	ランク		危険量	順位	ランク
	(棟/ha)			(棟/ha)				(棟/ha)		
千歳3丁目	7.82	199	4	0.40	1,193	3	0.06	0.52	1,415	2
堤通1丁目	3.12	1,130	3	0.09	2,593	2	0.16	0.50	1,473	2
堤通2丁目	0.25	4,675	1	0.00	4,992	1	0.21	0.05	4,517	1
業平1丁目	5.34	512	3	0.13	2,255	2	0.08	0.44	1,696	2
業平2丁目	7.21	241	4	0.22	1,686	2	0.08	0.58	1,249	2
業平3丁目	5.67	446	3	0.13	2,197	2	0.06	0.36	2,093	2
業平4丁目	8.29	164	4	0.56	941	3	0.07	0.59	1,217	2
業平5丁目	6.10	392	3	0.14	2,163	2	0.09	0.57	1,266	2
東駒形1丁目	6.88	278	4	0.31	1,402	2	0.07	0.48	1,566	2
東駒形2丁目	12.53	17	5	1.18	479	3	0.08	1.08	550	3
東駒形3丁目	10.10	67	5	0.58	914	3	0.09	0.91	716	3
東駒形4丁目	6.15	380	3	0.22	1,700	2	0.07	0.42	1,800	2
東墨田1丁目	1.88	1,903	2	0.03	3,575	1	0.17	0.32	2,260	2
東墨田2丁目	3.68	922	3	0.15	2,089	2	0.12	0.47	1,599	2
東墨田3丁目	3.29	1,060	3	0.13	2,222	2	0.12	0.40	1,877	2
東向島1丁目	14.05	12	5	11.17	15	5	0.22	5.43	15	5
東向島2丁目	9.91	75	5	2.73	168	4	0.20	2.50	116	4
東向島3丁目	6.76	291	4	1.05	541	3	0.18	1.44	322	4
東向島4丁目	9.35	99	4	2.92	150	4	0.22	2.66	107	4
東向島5丁目	10.42	55	5	7.58	34	5	0.20	3.56	65	5
東向島6丁目	11.36	32	5	10.52	18	5	0.19	4.20	39	5
文花1丁目	3.56	963	3	0.28	1,487	2	0.13	0.49	1,517	2
文花2丁目	5.06	570	3	0.22	1,713	2	0.15	0.80	846	3
文花3丁目	8.30	162	4	0.43	1,139	3	0.15	1.28	407	3
本所1丁目	6.07	394	3	0.23	1,675	2	0.07	0.42	1,789	2
本所2丁目	7.98	187	4	0.64	834	3	0.08	0.65	1,085	3
本所3丁目	10.14	64	5	0.52	993	3	0.07	0.78	881	3
本所4丁目	7.76	203	4	0.21	1,758	2	0.07	0.57	1,268	2
緑1丁目	6.37	343	4	0.42	1,156	3	0.08	0.53	1,383	2
緑2丁目	5.56	471	3	0.16	1,990	2	0.07	0.42	1,774	2
緑3丁目	5.17	546	3	0.13	2,246	2	0.07	0.39	1,925	2
緑4丁目	4.56	687	3	0.09	2,583	2	0.07	0.31	2,350	2
向島1丁目	6.23	368	4	0.20	1,782	2	0.08	0.51	1,458	2
向島2丁目	7.33	235	4	0.25	1,571	2	0.06	0.48	1,553	2
向島3丁目	6.90	276	4	0.29	1,458	2	0.08	0.58	1,241	2
向島4丁目	10.05	70	5	5.80	55	5	0.19	3.07	83	5
向島5丁目	9.50	90	4	1.49	369	4	0.13	1.41	338	4
八広1丁目	9.49	91	4	3.41	126	4	0.18	2.35	129	4
八広2丁目	9.89	76	5	5.42	60	5	0.21	3.14	78	5
八広3丁目	11.25	35	5	10.12	20	5	0.24	5.19	19	5
八広4丁目	10.67	51	5	6.36	48	5	0.23	3.84	52	5
八広5丁目	9.36	98	4	1.80	292	4	0.19	2.09	158	4
八広6丁目	8.52	146	4	1.71	316	4	0.17	1.79	209	4
横網1丁目	0.74	3,858	1	0.00	4,514	1	0.08	0.06	4,458	1
横網2丁目	2.54	1,397	2	0.06	2,926	1	0.07	0.18	3,337	1
横川1丁目	2.89	1,225	2	0.03	3,565	1	0.09	0.28	2,564	2
横川2丁目	10.25	62	5	0.92	613	3	0.06	0.72	956	3
横川3丁目	8.34	160	4	0.51	1,011	3	0.09	0.76	903	3
横川4丁目	7.16	247	4	0.27	1,509	2	0.08	0.60	1,191	3
横川5丁目	1.98	1,805	2	0.03	3,628	1	0.14	0.28	2,525	2
両国1丁目	6.14	383	3	0.26	1,562	2	0.08	0.54	1,340	2
両国2丁目	4.37	724	3	0.11	2,397	2	0.10	0.45	1,668	2
両国3丁目	6.47	323	4	0.30	1,447	2	0.09	0.62	1,144	3
両国4丁目	5.00	579	3	0.11	2,364	2	0.07	0.34	2,157	2

(注) 総合危険度は、建物倒壊危険度及び火災危険度に災害時活動困難度を加味し、測定している。

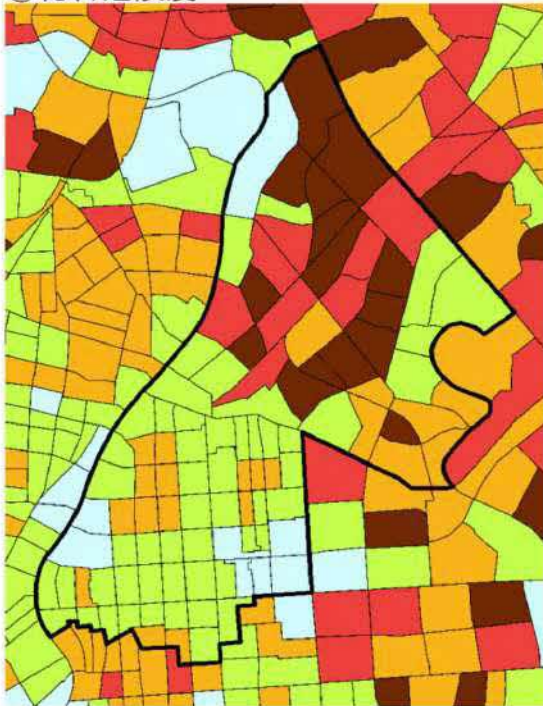
①建物倒壊危険度



②火災危険度



③総合危険度



凡例

市界

町丁目界

建物倒壊危険度

火災危険度

総合危険度

ランク 順位

5 (1-85位)

4 (86-373位)

3 (374-1195位)

2 (1196-2848位)

1 (2849-5192位)

IX-10：道路管理者別状況（本冊 P82）

（令和6年1月1日現在）

国 道		都 道		区 道		区 有 通 路		計	
延長 m	面積m ²	延長m	面積m ²	延長m	面積m ²	延長 m	面積 m ²	延長m	面積m ²
6,574	184,394	(9,504) 26,716	(209,661) 624,227	254,195	1,940,390	2,310	8,506	(9,504) 289,795	(209,661) 2,757,517

（ ）内は首都高速道路の数値

IX-11：区内橋梁延長・面積（本冊 P84）

（令和6年1月1日現在）

区分	計			国管理			都管理			区管理		
	数	橋長 (m)	面積 (m ² )	数	橋長 (m)	面積 (m ² )	数	橋長 (m)	面積 (m ² )	数	橋長 (m)	面積 (m ² )
南部地区	43	2,201.15	44,222.48	4	386.66	9,806.50	15	931.78	22,897.68	24	882.71	11,518.30
北部地区	13	2,422.78	39,994.92	2	932.60	15,614.30	8	1,349.78	22,713.10	3	140.4	1,667.52
計	56	4,623.93	84,217.4	6	1,319.26	25,420.80	23	2,281.56	45,610.78	27	1,023.11	13,185.82

IX-12：区内橋梁現況表（本冊 P84）

（令和6年1月1日現在）

番号	橋名	路線名	位置	橋長	有効幅員	橋面積	橋種型式	架設年次	現況	河川別
1	一之	墨106	千歳1-3 両国2-1	36.90	15.00	553.50	3-SG	昭54.10		豎川
2	塩原	墨江61	千歳1-9 両国3-1	34.20	11.00	376.20	3-SG	昭29.3		
3	千歳	墨33	千歳2-14 両国4-1	35.40	11.20	396.48	1-BG	昭56.10		
4	西豎川	墨107	立川1-18 緑2-1	35.62	11.00	391.82	3-SG	昭4.11		
5	豎川	墨36	立川2-13 緑2-2	31.52	7.00	220.64	3-SG	昭28.3	荷重制限15t	
6	新豎川	墨109	立川2-14 緑3-1	36.30	15.00	544.50	3-SG	昭4.10		
7	菊花	墨110	立川4-19 緑4-2	35.71	8.00	285.68	4-SG	昭25.3		
8	新辻	墨111	江東橋5-11 江東橋1-2	36.37	15.00	545.55	3-SG	昭5.1	工事中	
9	松本	墨44	江東橋4-2 毛利2-10	35.52	11.00	390.72	1-ST	昭4.11		
10	菊柳	墨1	菊川3-13 江東橋5-10	26.30	14.00	364.00	1-SG	平28.4		
11	南辻	墨103	立川4-14 江東橋5-11	34.62	11.02	381.51	3-SG	昭6.5	架替実施中	
12	清平	墨10	亀沢4-18 太平1-1	10.00	8.50	96.00	1-PC	平24.3		
13	紅葉	墨13	石原4-28 横川1-1	35.11	11.00	386.21	3-SG	昭5.6		
14	横川	墨105	本所4-8 横川1-15	32.65	22.70	741.16	3-SG	昭3.1		
15	旅所	墨5	江東橋4-3 亀戸1-4	42.10	12.00	505.20	3-SG	昭51.6		横十川
16	錦糸	墨104	錦糸4-10 亀戸2-2	42.04	11.00	462.44	3-SG	昭47.3		
17	栗原	墨105	横川5-6 亀戸3-13	36.40	14.80	538.72	1-SG	平8.6		
18	神明	墨16	業平5-1 亀戸3-35	38.20	11.00 19.10	483.56	3-SG	昭61.9		
19	小梅	墨51	吾妻橋3-12 向島1-32	19.80	11.00	217.80	1-SR	令2.4		北十川
20	東武	墨111	業平1-17 押上1-1	19.70	22.00	449.16	1-PC	昭63.3		
21	西十間	墨124	業平4-18 押上1-48	21.00	10.00	226.22	1-SG	平元.7		
22	十間	墨121	業平5-13 文花1-1	19.60	15.00	294.00	1-SG	昭14.3		
23	境	墨122	文花1-31 亀戸3-51	17.00 23.88 19.66	8.00 2.00 2.00	223.08	1-PC 3-SG 1-SG	昭49.11 昭63.12 平12.3		
24	平井	墨115	立花3-29 平井6-17	55.40	9.00	498.60	1-BG 2-CR	昭55.5		旧中川
25	中平井	墨116	立花5-51 平井7-4	68.00	13.00	945.84	3-SG	平20.3		
26	二之	都463	千歳3-18 緑1-1	25.90	25.00	668.22	1-SG	平10.12		豎川
27	三之	都319	立川3-18 緑4-1	37.07	22.00	845.20	3-SG	昭49.3		
28	四之	都465	毛利1-21 江東橋4-1	35.30	35.80	1,270.80	3-SG	昭45.12		

震災編（予防・応急・復旧対策） 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

番号	橋名	路線名	位置	橋長	有効幅員	橋面積	橋種型式	架設年次	現況	河川別
29	菊川	都50	菊川3-12 江東橋5-2	38.20	22.04	929.80	3-SG	昭63.3		大横川
30	法恩寺	都315	石原4-13 太平1-17	15.94	22.60	373.00	1-SG 2-CA	昭57.11		大横川
31	業平	都453	東駒形4-15 業平1-17	31.70	33.00	1,075.90	3-CG	昭5.8		大横川
32	天神	都315	太平4-4 亀戸3-1	38.20	25.00	985.56	1-SG	昭59.2		横間十川
33	柳島	都453	業平5-7 亀戸3-35	44.90	19.00	889.00	3-SG	平元.3		横間十川
34	枕	都461	吾妻橋1-24 向島1-2	26.18	18.00	494.80	1-CA	昭3.11		北間十川
35	源森	都319	吾妻橋2-20 向島1-23	16.00	34.20	560.00	1-SG	平19.3		北間十川
36	京成	都465	業平3-17 押上1-24	18.75	27.90 34.10	593.30	3-SG	昭37.7		北間十川
37	福神	都306	亀戸3-56 立花1-1	21.30	22.00	485.60	1-SG	昭58.9		北間十川
38	小原	都476	亀戸8-26 立花3-4	18.40	4.00	82.80	3-SG	昭40.5	架替実施中	北間十川
39	新小原	都476	亀戸8-26 立花3-4	204.02	15.50	3,030.30	1-BG	昭49.3		北間十川
40	蔵前	都315	蔵前2-3 横網2-6	173.40	22.00	3,981.50	3-SA	昭2.11		隅田川
41	厩	都453	蔵前2-15 本所1-36	151.44	24.00	3,708.20	3-SA	昭4.9		隅田川
42	駒形	都463	雷門2 東駒形1	146.30	25.20	3,775.50	3-SA	昭2.5		隅田川
43	吾妻	都463	花川戸1 吾妻橋1-23	132.50	22.60	2,746.90	3-SA	昭6.6		隅田川
44	白鬚	都306	橋場2-1 堤通2-1	168.80	22.00	3,854.40	3-SA	昭6.6		隅田川
45	水神大橋	都461	南千住8 堤通2	256.00	17.00	5,171.20	1-SA	平元.3		隅田川
46	綾瀬	都461	堤通2-12 千住曙町38	61.26	18.00	1,304.80	1-SA	昭36.3		旧綾瀬川
47	木根川	都449	八広6 東四つ木3	531.40	10.50	6,927.10	9-ST	昭44.12		荒川綾瀬川
48	ゆりのき	都449	東墨田3-2 平井7-6	88.60	19.20	1,856.90	3-BG	平13.3		旧中川
49	江東	国14	緑4-23 江東橋1-9	20.80	34.60	719.60	1-SR	平7.7		大横川
50	松代	国14	江東橋4-30 亀戸3-1	39.20	40.00	1,568.00	1-BG	昭44.3		横間十川
51	両国	国14	両国1-11 東日本橋2-28	165.46	24.00	3,971.00	3-SG	昭7.11		隅田川
52	言問	国6	向島1-3 浅草7-1	161.20	22.00	3,547.90	3-SG	昭2.9		隅田川
53	四ツ木	国6	墨田4-62 四ツ木3-1	452.75	17.00	7,696.80	1-SA 15-SG	昭27.7		荒川
54	新四ツ木	国6	八広6-5 四つ木1	479.85	16.25	7,917.50	7-BG	昭47.3		荒川
55	桜		向島2 今戸1	169.45	6.00 19.60	2,444.93	3-SG	昭60.4	公園橋	隅田川
56	おしなり		業平2-19 押上1-7	18.20	10.00 13.80	222.30	1-SG	平24.3	公園橋	北間十川

(注) 橋種型式 A……アーチ B……ボックス C……コンクリート G……ガーター  
PC……プレストレスコンクリート R……ラーメン S……スチール  
T……トラス 数字は径間

IX-13 : 上水道本管配管図





## IX-14：墨田区要配慮者避難支援プラン（本冊 P221）

## 第1章 総則

## 1 目的

本プランは、要配慮者に関して、発災前の備え、発災時の避難行動（以下「避難行動」という。）、避難後の生活（以下「避難生活」という。）などの各段階において、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を支援するために、「災害に関する自助の促進」及び「共助・公助による支援体制構築」を推進することにより、要配慮者の避難行動及び避難生活の円滑化を図ることを目的とする。

## 2 要配慮者

要配慮者の「要因による種別」及び「必要な支援体制」は、次のとおりとする。

- (1) 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（要配慮者1（避難行動要支援者））

ア 要因による種別（外国人を含む）

- ・75歳以上の一人暮らし及び75歳以上のみの世帯の者
- ・第1種身体障害者
- ・第1種知的障害者
- ・要介護3・4・5の者（施設入居者を除く。）

イ 必要な支援体制

外部支援の必要性が高いため、該当者名簿を防災関係機関等が共有し、事前に支援体制を構築する。

- (2) 自力では避難行動及び避難生活ができない恐れがある者（要配慮者2）

ア 要因による種別

- ・乳幼児
- ・精神障害者
- ・一時的な行動支障を負っている妊産婦や疾病者
- ・その他本人又はその保護責任者が、外部支援を必要と判断する者

イ 必要な支援

外部支援の必要性は比較的高いが、常時、支援を必要とする状態にはない可能性があるため、名簿の共有によらず、要配慮者又は保護責任者の申請があった場合は、事前に支援体制を構築する。

- (3) 日本語の理解が十分ではない外国人等（要配慮者3）

ア 要因による種別

日本語の理解が十分ではない外国人等

イ 必要な支援

心身の状態による要配慮者ではないため、個々人の情報把握ではなく、外国語による事前の防災思想啓発、災害時情報提供等の体制整備を図る。

### 3 避難支援等関係者

要配慮者に対する避難支援等の実施に携わる避難支援等関係者（以下「支援者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 墨田区
- (2) 本所警察署及び向島警察署（以下「警察署」という。）
- (3) 本所消防署及び向島消防署（以下「消防署」という。）
- (4) 本所消防団及び向島消防団（以下「消防団」という。）
- (5) 墨田区社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）
- (6) 民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）
- (7) サポート隊等の要配慮者支援機能を有する住民防災組織（以下「住民防災組織」という。）
- (8) 住民防災組織以外の、地域住民、周辺事業所従業者等のうち、災害現場において要配慮者支援が可能な者（以下「臨時支援者」という。）

### 4 要配慮者情報の把握

支援者は、支援活動の円滑化のため、次のとおり、平常時における要配慮者情報の把握に努める。

- (1) 墨田区
  - ア 区が保有する個人情報の目的外利用により、要配慮者1（避難行動要支援者）に係る情報を収集し、名簿（以下「避難行動要支援者名簿」）を作成する。また、要配慮者2及び要配慮者3のうち、希望があった者に係る情報を名簿に掲載する。  
なお、名簿情報の更新については、原則年1回とする。
  - イ 各支援者が作成する支援方針又は要配慮者個人に対する個別の避難支援計画（以下「個別支援プラン」という。）に関する情報を収集する。  
なお、避難行動要支援者名簿の作成・提供及び個別支援プランに関する情報の収集は、区が行う。
- (2) 警察署、消防署、消防団及び民生委員、社会福祉協議会  
区から、避難行動要支援者名簿の提供を受けることにより、当該要配慮者の情報を把握する。  
また、平常時の業務において、要配慮者2・3を含む、要配慮者支援のための情報を把握する。
- (3) 住民防災組織  
要配慮者の自主的な申請に基づく「手上げ方式」及び民生委員・児童委員が要配慮者からの同意を受けた場合の「同意方式」により、要配慮者情報を把握する。
- (4) 臨時支援者  
「手上げ方式」により、情報を把握する。

### 5 要配慮者情報の取扱い

支援者は、収集した要配慮者情報について、法令等を遵守して管理し、目的外利用・外部提供は行わないものとする。

ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 区による避難行動要支援者名簿の提供  
区は、避難行動要支援者名簿（表1）を、支援者のうち、法令による守秘義務を有し、か

つ、区長と「避難行動要支援者名簿の提供に関する協定」（資料1のとおり）を締結した者に提供することができる。

また、民生委員については、担当地域内の住民防災組織が要配慮者支援機能を有しない等の理由により、当該名簿の受領を拒んだ場合には提供しない。

(2) 避難行動要支援者名簿の管理

避難行動要支援者名簿を保持する支援者は、個人情報保護の観点から適正な情報管理を行い、漏洩、紛失、改ざん、破損、その他の事故の防止に努める。

(3) 要配慮者の同意による情報開示

支援者の平常時の活動において、要配慮者から、他の支援者への情報開示について同意を得た場合は、当該要配慮者に係る情報を、開示を同意された他の支援者に開示することができる。

(4) 緊急やむを得ないときの情報開示

災害時において、要配慮者の情報を目的外利用又は外部提供することが「区民の生命、身体、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないとき」（墨田区個人情報保護条例第15条第1項第3号及び第16条第1項第3号）と認められる場合には、避難行動要支援者名簿を所有する支援者は、当該避難行動要支援者名簿に係る情報を、支援活動が可能な他の支援者に開示することができる。

表1 避難行動要支援者名簿

番号	住所	氏名	カナ氏名	性別	生年月日	電話番号
1	吾妻橋 1-23-20 防災マンション 101	本所 太郎	ホンジョウ タロウ	男	S.〇〇.〇〇	
2	吾妻橋 1-23-20-201	向島 花子	ムコウジマ ハナコ	女	S.〇〇.〇〇	
3	吾妻橋 1-23-20-202	墨田 華子	スミダ ハナコ	女	S.〇〇.〇〇	

要因							個別プラン	要配慮者2・3の要因
要配慮者1						要配慮者2・3		
高齢	身体				知的		介護	
	肢体	視覚	聴覚	内部				
○				○		○	○	
				○				
						○		妊産婦

## 第2章 支援

### 1 支援の基本方針

要配慮者に対する支援は、「平常時」「災害発生時」「避難生活期」に区分し、次により実施する。

なお、各区分における支援者ごとの役割は、下記2～4のとおりとする。

※ 資料2「要配慮者支援に関する各支援者の主な活動」参照

ただし、要配慮者3に対する支援については、下記5のとおりとする。

#### (1) 平常時

ア 要配慮者情報の把握及び支援体制の構築を図る。

イ 要配慮者による災害に関する自助の支援を行う。

#### (2) 災害発生時

ア 要配慮者の避難行動を支援する。

イ 要配慮者の救出救助を行う。

#### (3) 避難生活期

ア 要配慮者の避難生活に係る支援及び救護活動を行う。

### 2 平常時の支援

各支援者が平常時に実施する要配慮者支援に関する活動内容は、おおむね次のとおりとし、各支援者がそれぞれの計画に沿って活動する。

#### (1) 墨田区

ア 避難行動要支援者名簿の作成及び他の支援者への提供

イ 各支援者の支援方針及び個別支援プランの作成状況の把握

ウ 要配慮者による自助の促進支援

エ 住民防災組織に対する体制整備等の促進支援

オ 要配慮者支援体制に関する総合調整

#### (2) 警察署

ア 通常業務における要配慮者情報の把握

イ 避難行動要支援者名簿及びその他の方法により把握した情報に基づく支援方針の策定

ウ 要配慮者による災害に関する自助の促進支援

#### (3) 消防署

ア 通常業務における要配慮者情報の把握

イ 避難行動要支援者名簿及びその他の方法により把握した情報に基づく支援方針の策定

ウ 同意方式による個別支援情報の把握

エ 要配慮者による災害に関する自助の促進支援

#### (4) 消防団

ア 通常業務における要配慮者情報の把握

イ 避難行動要支援者名簿及びその他の方法により把握した情報に基づく支援方針の策定

ウ 同意方式による個別支援情報の把握

エ 要配慮者による災害に関する自助の促進支援

(5) 社会福祉協議会

- ア 通常業務における要配慮者情報の把握
- イ 要配慮者による自助の促進支援

(6) 民生委員

- ア 通常業務における要配慮者情報の把握
- イ 避難行動要支援者名簿及びその他の方法により把握した情報に基づく支援方針の策定
- ウ 要配慮者による災害に関する自助の促進支援
- エ 要配慮者による住民防災組織への支援要請促進及び同意の取り付け

(7) 住民防災組織

- ア 手上げ方式及び同意方式による要配慮者情報の把握
- イ 把握した情報に基づく個別支援プランの作成
  - ※ 個別支援プランについては、資料3を基に、住民防災組織が独自に定める。
- ウ 要配慮者による災害に関する自助の促進支援

(8) 臨時支援者

- ア 地域コミュニティによる要配慮者情報の把握
- イ 要配慮者による災害に関する自助の促進支援

**3 災害時の支援**

各支援者が災害時に実施する要配慮者支援に関する活動内容は、おおむね次のとおりとし、各支援者がそれぞれの計画に沿って、安全の確保に十分に配慮し、支援活動する。

なお、「災害時」には、「災害発生が予想される場合」を含むものとする。

(1) 墨田区

- ア 支援者及び要配慮者への情報提供
- イ 避難所及び二次避難所の開設及び開設要請
- ウ 避難場所等における要配慮者救護
- エ 支援物資の搬送
- オ 円滑な避難のために必要な通知又は警告の発令及びその情報伝達の配慮
- カ 各支援者による支援活動の総合調整

(2) 警察署

- ア 支援者及び要配慮者への情報提供
- イ 支援方針に基づく避難誘導・救出救助

(3) 消防署

- ア 支援者及び要配慮者への情報提供
- イ 支援方針に基づく避難誘導・救出救助

(4) 消防団

- ア 支援者及び要配慮者への情報提供
- イ 支援方針に基づく避難誘導・救出救助

(5) 社会福祉協議会

行方不明等、要配慮者情報の他支援者への伝達及び支援要請

(6) 民生委員

- ア 支援者及び要配慮者への情報提供
- イ 一時集合場所等における要配慮者の避難状況の確認
- ウ 行方不明等、要配慮者情報の他支援者への伝達及び支援要請

(7) 住民防災組織

- ア 個別支援プランに基づく情報伝達・避難誘導
- イ 民生委員・児童委員等からの支援要請に基づく避難誘導・救出救助
- ウ 一時集合場所等における要配慮者の避難状況の確認・集約
- エ 一時集合場所等における要配慮者の救護
- オ 支援物資の提供、後方搬送等の要請

(8) 臨時支援者

- ア 支援者及び要配慮者への情報提供
- イ 各支援者からの要請に基づく避難誘導・救出救助
- ウ 一時集合場所等における要配慮者の救護

4 避難生活期の支援

各支援者が避難生活期に実施する要配慮者支援に関する活動内容は、おおむね次のとおりとし、各支援者がそれぞれの計画に沿って活動する。

(1) 墨田区

- ア 要配慮者救護所の開設
- イ 要配慮者救護所等における救護活動
- ウ 二次避難所の開設及び開設要請
- エ 支援物資の輸送
- オ 災害時後方医療施設等への搬送及び搬送要請
- カ 各支援者による要配慮者支援の総合調整

(2) 警察署

- ア 避難所周辺等の警備
- イ 避難行動要支援者名簿及びその他事前把握情報に基づく行方不明者の捜索
- ウ 避難行動要支援者名簿及びその他事前把握情報に基づく死体の検分

(3) 消防署

- ア 災害時後方医療施設等への搬送

(4) 消防団

- ア 要配慮者救護所等における救護活動
- イ 災害時後方医療施設等への搬送支援

(5) 社会福祉協議会

- ア 避難所・二次避難所（福祉避難所）でのニーズ把握及びボランティア派遣
- イ 小地域福祉活動委員・ふれあいサロン活動者による見守り・声かけ活動
- ウ 避難所や仮設住宅でのふれあいサロンの設置

(6) 民生委員

- ア 要配慮者名簿及びその他事前把握情報に基づく安否確認
- イ 行方不明者の捜索要請
- ウ 要配慮者救護所等における要配慮者支援方法のコーディネート

(7) 住民防災組織

- ア 要配慮者の生活状況の把握
- イ 要配慮者救護所等における救護活動
- ウ 支援物資の提供、後方搬送等の支援要請

(8) 臨時支援者

- ア 要配慮者救護所等における救護活動

**5 要配慮者3に対する支援**

要配慮者3に対する支援は、情報提供を中心に、次のとおり、支援体制を整備する。

- (1) 外国語による防災思想啓発の実施
- (2) 情報網の整備
- (3) 通訳ボランティアとの連携
- (4) 避難場所等における外国語表示の実施

### 第3章 資料

（資料1）

#### 避難行動要支援者名簿の提供に関する協定

墨田区（以下「甲」という。）と支援機関（者）名（以下「乙」という。）とは、避難行動要支援者に関する個人情報を記載した名簿（以下「名簿」という。）の取扱いに関して、次のとおり協定を締結する。

（名簿の提供）

第1条 甲は、墨田区要配慮者避難支援プランに基づく避難行動要支援者対策を進めるため、名簿を作成して、乙に提供するものとする。

（名簿の使用）

第2条 乙は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害又は避難行動要支援者の生命に関する危険を伴う事故・火災が発生した場合の緊急対策及びその準備行為を行う場合に限り、名簿を使用するものとする。

2 前項の緊急対策は、次に掲げる行為をいう。

- (1) 避難行動要支援者の安否確認を行うこと。
- (2) 避難行動要支援者の避難支援を行うこと。
- (3) 避難行動要支援者の救出及び救助を行うこと。
- (4) その他避難行動要支援者の生命に対する危険を避けるための緊急やむを得ない行為に関すること。

3 第1項の準備行為は、次に掲げる行為をいう。

- (1) 個別避難支援プランの策定に関すること。
- (2) 避難行動要支援者への防災準備行為の促進に関すること。
- (3) その他避難行動要支援者対策のための必要な準備に関すること。

（第三者提供の禁止）

第3条 乙は、名簿を第三者に提供しないものとする。ただし、避難行動要支援者本人の同意がある場合又は墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号）第15条第1項第3号若しくは第16条第1項第3号に掲げる緊急やむを得ないときに該当すると認められる場合は、この限りでない。

（情報管理）

第4条 乙は、甲から提供された名簿に係る情報管理に万全の注意を払うものとする。

2 乙（民生委員である場合を除く。）は、前項の情報管理のため、情報管理者を定めるものとする。

（支援方針及び支援計画）

第5条 乙は、避難行動要支援者の支援に関する方針（以下「支援方針」という。）を策定するものとする。

2 乙は、支援方針に定めるもののほか、個々の避難行動要支援者の同意を受けて、避難行動要支援者個人に関する個別の支援計画（以下「個別支援プラン」という。）を作成することができるものとする。

（報告義務）

第6条 乙は、情報管理者及び支援方針について、避難行動要支援者名簿の情報管理に関する報告書により甲に報告するものとする。

2 乙は、個別支援プランを策定した場合は、対象避難行動要支援者及び要配慮者の同意を得て、策定状況について、要配慮者個別支援プラン策定に関する報告書により甲に報告するものとする。



3 前2項の規定による報告は、名簿を更新し、又は報告内容に変更があったときに行うものとする。

（名簿の返却）

第7条 乙は、甲から新たに名簿の提供を受けたとき、民生委員・児童委員を退任したとき、又は甲から名簿の返却要請があったときは、既に受領している名簿を返却するものとする。

（法令の遵守）

第8条 甲及び乙は、この協定に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）、墨田区個人情報保護条例その他関係法令を遵守するものとする。

（協定期間及び更新）

第9条 この協定の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに甲、乙いずれからも何らの申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）


第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

甲 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区

代表者 墨田区長 ○○ ○○ 

乙 墨田区○○

○○ ○○ 

様式1

墨田区長 あて

〇〇 〇〇

避難行動要支援者名簿の情報管理に関する報告書

避難行動要支援者名簿の提供に関する協定第6条第1項の規定に基づき、情報管理者及び支援方針について、下記のとおり報告します。

記

1 情報管理者

〇〇 〇〇課長 〇〇 〇〇

2 支援方針

- (1) 平常時
- (2) 災害発生時
- (3) 避難所生活期

様式2

墨田区長 様

〇〇 〇〇

要配慮者個別支援プラン策定に関する報告書

避難行動要支援者名簿の提供に関する協定第6条第2項の規定に基づき、個別支援プランの策定について、下記のとおり報告します。

記

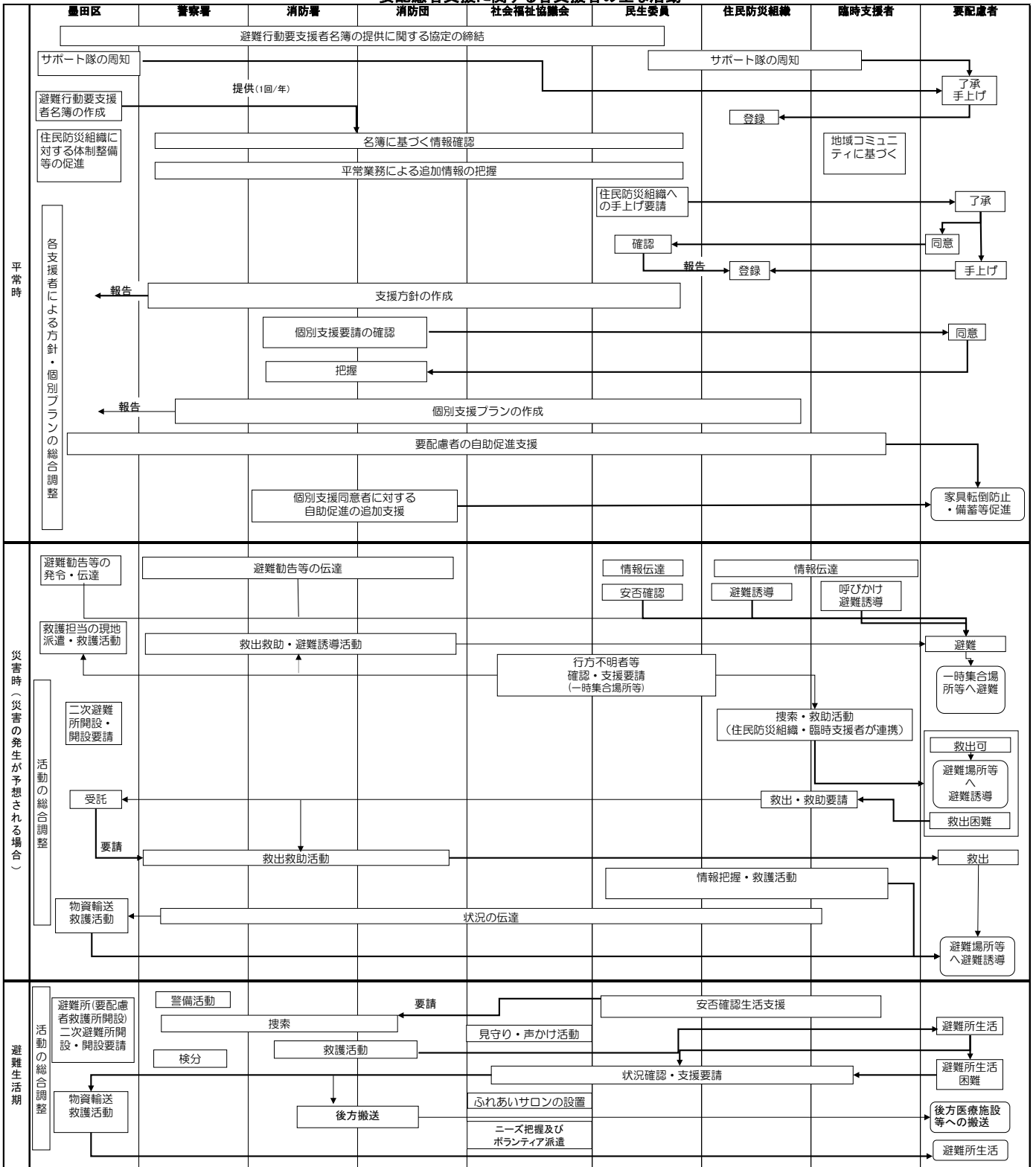
1 対象者

墨田区〇〇1-1-1 〇〇〇〇ほか〇〇人

別紙1のとおり（任意様式）

(資料2)

要配慮者支援に関する各支援者の主な活動



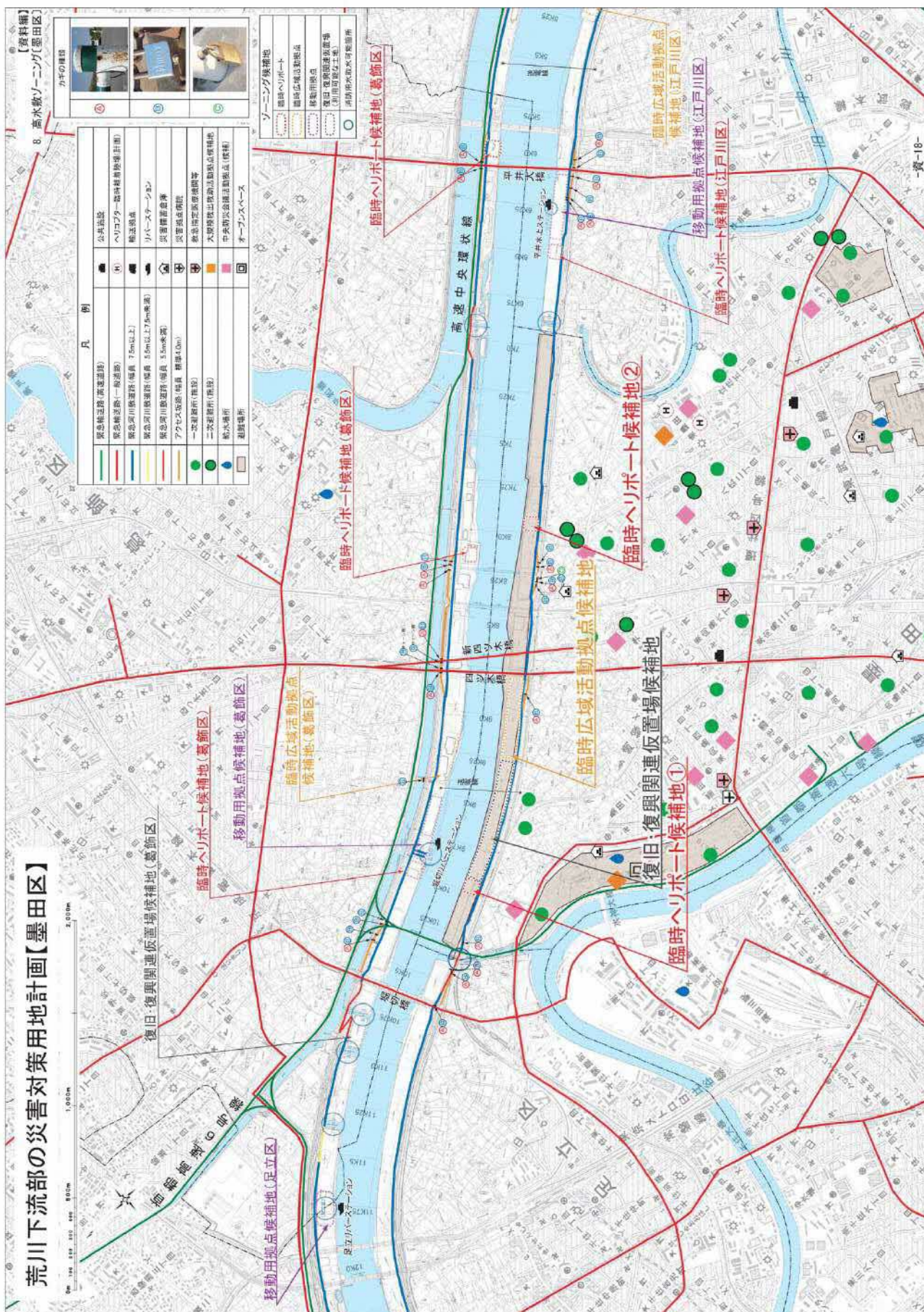
(資料3)

要配慮者個別支援プラン										—		
(表)	作成者:				作成年月日:			年	月	日		
氏名					性別	男	女	区分	高	障	介	他
住所	墨田区					電話						
本人の状態	会話	普通にできる			少し耳が遠い			ほとんど聞こえない				
		筆談が必要である			筆談ができない							
	歩行	一人で歩ける			杖・シルバーカーを使う			体を支えれば歩ける				
		車椅子が必要である			担架が必要である							
	食事	一人で食べることができる			一部に介助を必要とする			全般的に介助が必要である				
		ものが詰まりやすい			刻み・とろみ食が必要である							
	排尿 排便	一人でできる			一部に介助を必要とする			全般的に介助が必要である				
		オムツを使用している										
	その他	主治医・かかりつけ医										
		アレルギー 無・有 ( )										
家族 介護者	状況											
緊急時の連絡先		①氏名			電話:							
		②氏名			メールアドレス:							
特記事項		(普段いる部屋、寝室の位置)(不在の時の目印、避難済の目印)など										
避難時の 不可欠品		常備薬										
避難 支援	一時集合場所											
	避難場所											
	避難所	最寄の予定施設					避難先					
避難支援者 情報												

(裏)

避難支援者情報 ①	フリガナ	
	氏名 (団体名及び代表者)	
	住所	
	連絡先	電話番号1: 電話番号2: メールアドレス: その他:
避難支援者情報 ②	フリガナ	
	氏名 (団体名及び代表者)	
	住所	
	連絡先	電話番号1: 電話番号2: メールアドレス: その他:
避難場所等情報 ※位置・経路・移動するまでの注意すべき事項など		
※ 案内図等の支援に関して必要な情報を適宜記載		

IX-15：高水敷ゾーニング〔墨田区〕（本冊 P284）



IX-16：警戒宣言時における交通規制図（本冊 P342）

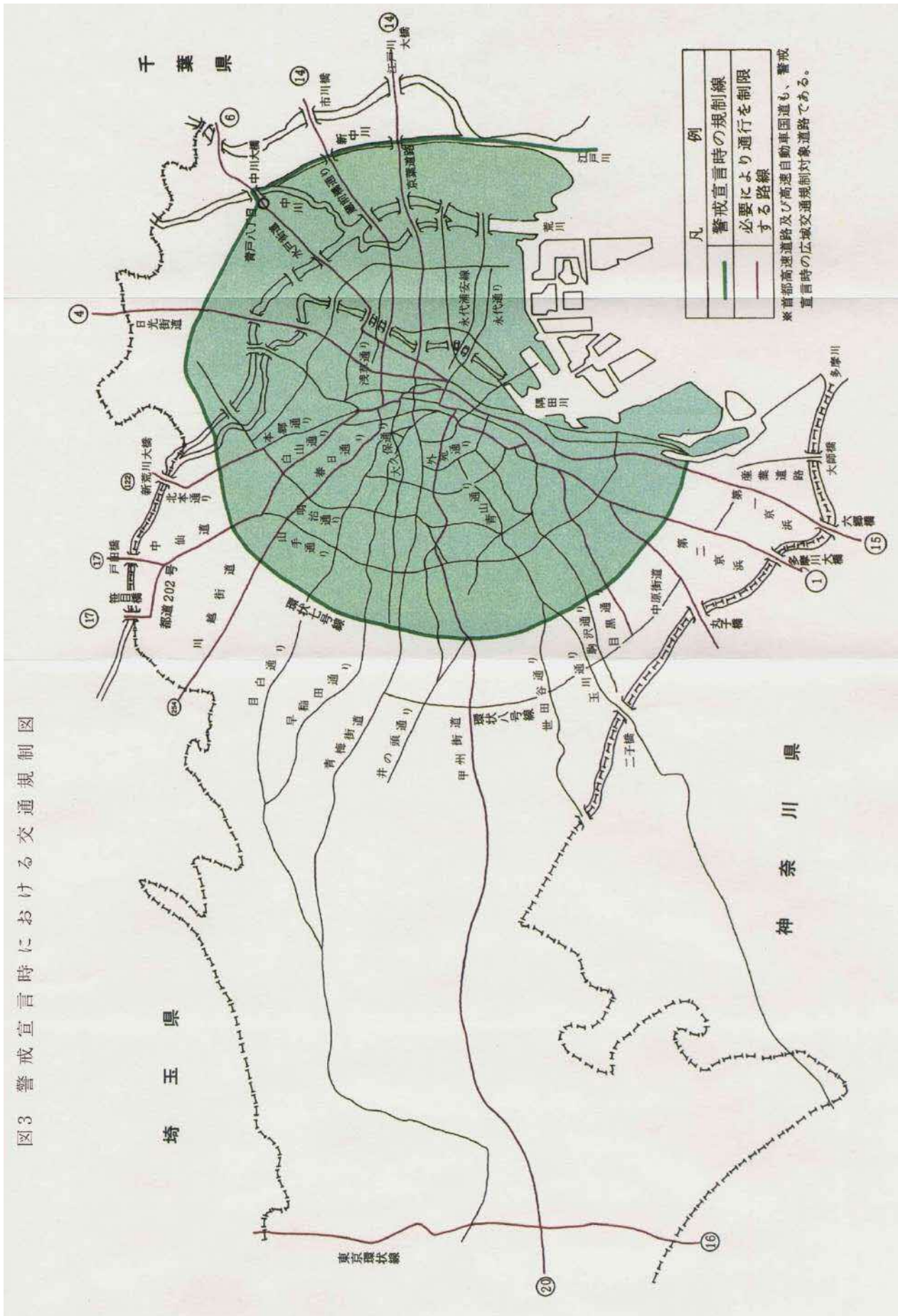
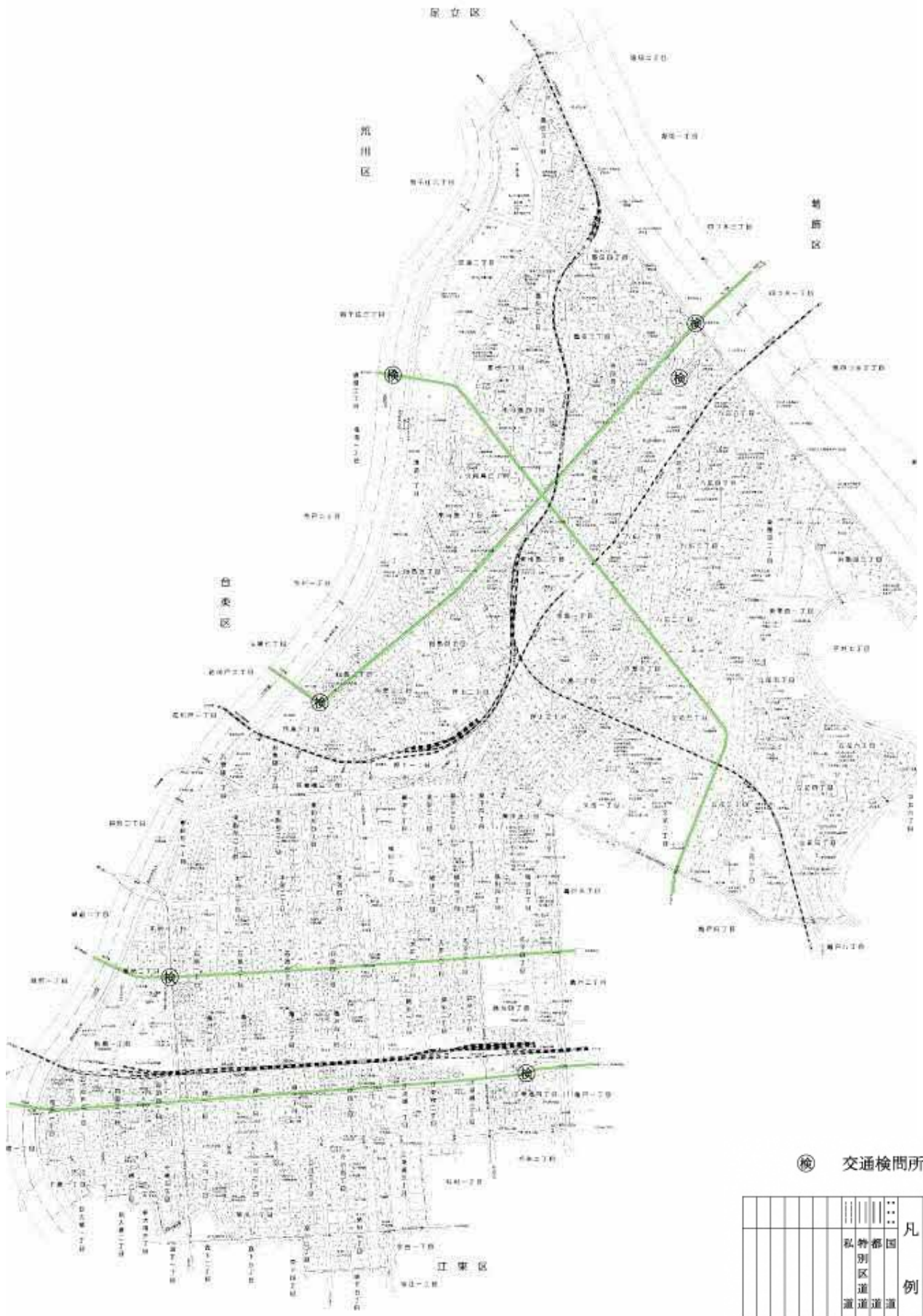


図3 警戒宣言時における交通規制図

IX-17：警戒宣言時における交通処理図（本冊 P342）





区-18：東日本旅客鉄道路線図（本冊 P345）

警戒宣言発表時の運転規制概要図

